

2-4 農村開発の概要

2-4-1 農村開発（地域開発・小農振興）に係る政策

パラグアイにおいては、小農の問題は旧来から引きづっている構造的な問題であるが、1989年の政権交代、民主化以降、開かれた公平な社会に変革しようとする方向の中で、この問題の解決は民主化の真価を問われることともなりかねず、パラグアイ国政府は小農対策を政策の重点課題のひとつと位置付け、真剣に本問題の解決に向けて取り組みを始めようとしていることが伺えた。パラグアイ国政府の主要政策における小農対策の位置付けは次のとおりである。

(1) 「経済社会開発計画」(1990年3月策定)

本計画の農牧畜部門においては、中期目的として天然資源の合理的利用による農村福祉と環境保全を図ることとしており、短期目的は次のとおりとなっている。

- a - 農業牧畜増産
- b - 雇用増大
- c - 総合農業改善
- d - 環境保全

これら目的を達成するための具体的戦略、政策の中で、小農についての直接的な言及は見られない（本計画は、国家の最上位計画として基本的な大枠を整理したものであることから小農にまで踏み込む性格にないものと考えられる。）が、特に小農対策と関連が深いと思われる記述は、概略次のとおりである。

・土地所有及び土地分譲

農業改革（農地改革のことと考えられる。）は、生産活動を保障する意味からも極めて重要であり、植民地の定着を確保し土地不法侵入を減少させるとし、具体的政策として、簡便で低コストの融資制度の確立、農民定着に適した土地購入のための暫定計画の提案等を掲げている。

・金融

中小規模生産者による融資利用規模と頻度の増加は、停滞状況にある生産に大きな変革を与えるものとし、政策として、農業開発基金及び勸業銀行が管理する融資について対象外となっている小規模農家への提供の確立等を掲げている。

(2) 「農業政策の方向」(1991年2月策定)

本文書の序説の冒頭において、「農牧省はパラグアイ国の農林業政策の執行の責任者として農業全般及び特に零細農民の発展の展望とともにその実行政策について提案する。」としており、小農対策を農政の重要な課題として明確に位置付けるとともに、本文書の大項目に「特別対策」として小農問題を概略次のとおり取り上げている。なお、「農業政策の方向」の仮訳を別冊資料集に納めた。

・この農業特別対策は小農部門を国内経済の中に適正に組み込むことを第一目的としている。

この対策で強調していることは小農の困難な状況を緊急に解決することである。

・小農によって生み出された利益を公平に分配することが小農の発展対策を進めていく上で重要であると認識する必要がある。

また、優先して実行すべき対策として掲げられている 8 項目の内 7 項目に次のとおり小農に関係する対策が盛り込まれている。

・農業改革

土地なし農民の定住のために十分な土地を確保する。

土地所有権の整理、明確化を進めるとともに、その手続きに土地なし農民等を参加させる。

・農業部門

小農階層に生産効率化の能力を付与する。

・畜産部門

小農に対する畜産の奨励と農業普及局による支援。

・農業金融部門

小農向けの金融政策の再検討。

・販売流通部門

企業、農協、小農組織に対する情報提供と技術指導。

・小農対策

小農の組織化のためのプログラム作り。

・技術と教育

小農の技術レベル、ニーズを踏まえた技術指導。

以上のように、小農対策は農業政策の中で極めて重要視されているが、政策として打ち出されてから日が浅く、また、農地改革に象徴されるように問題の根が深いこともあり、具体的対策を模索しているのが現状であり、実行面を見ると、いまだ緒についた段階と言えよう。今後、実行体制の整備、予算措置を含めパラグアイ国政府の一層の努力が必要と思われる。

なお、「農業政策の方向」は、1992年3月に改定される予定のところ、小農対策重視の方針に変更はないとのことであった。

2-4-2 農村開発（地域開発・小農振興）に係る政府機関

小農対策は、総合的な対策が必要であることから、官民含めた様々な機関等が関与しており、また、基本となる農業分野においても農牧省内の複数の部局が関係している。パラグアイ国の小農対策を進める上で、特に重要な役割を果たすと考えられる機関等は、次のとおりである。

(1) 農牧省 (MAG)

・普及局 (SEAG)

普及所を通じ小農に対する営農、生活改善等の直接的な指導

・農協局 (DGC)

小農の組織化

・試験研究局

国立農業研究所 (IAN) 等における小農のための栽培技術の開発・改良

(2) 公共土木通信省 (MOPC)

道路等のインフラ整備

(3) 政府機関等

・農村福祉院 (IBR)

農地改革、植民、農村福祉等を担う。特に、土地の権利関係の整理（植民地の地権が農民に移されていない等の問題がある。）は小農にとって切実な問題となっている。

・農業振興基金 (CAH)

通常の金融の対象とならない小農に対する金融及び助成

・農村開発審議会 (CDR)

農村開発に係る官民の機関等の調整

2-4-3 農村開発（地域開発・小農振興）に係る具体的施策、実施機関

パラグアイ政府は、農業政策の目標として①国民食糧の確保、②輸出産品の多様化、③小農階層の生産効率化と能力の付与、④農業部門と農産加工部門との連携、相互活性化の促進を掲げ、具体的施策は次のとおりである。

[小農に対する金融政策の充実]

農牧省は、特に小農向けの金融政策の再検討の重要性を認識し、下院議員と国際農業基金 (FIDA) の協力の下に研究を始めている。その内容は、①貸付け対象の拡大、②最小のコストで多くの農家に貸付けるシステムの確立、③小農に対する融資が適正かつ確実に貸付けられることの確認等を柱とし、1992年には新しい組織（専門機関としての銀行または基金）が設立されることとなっている。

[販売・流通政策]

販売、流通部門においては、①企業、農協及び小農組織に対する情報提供と技術指導、②農産物及び農産加工品を有利に販売するための市場の調査機関の設置、③農牧省のサイロ経営の刷新、あるいは民間移管等が提案されている。

[小農の組織化対策]

小農の組織化を農政上の最優先課題とし、①農業普及局 (SEAG) と農協局 (DGC) は、小農組織化の特別対策プログラムを作成する。この場合、農協形態以外の組織についてもその可能性を検討する。②小農の中でも農畜林経営、農畜経営、林業経営者の組織化を奨励し、原料生産部門と農産加工部門の相互補完を支援する。

[研究及び普及]

- ① 農業関係試験研究機関は、現行の研究計画と研究プロジェクトの見直しを行う。技術革新を行う場合は、環境の保護と生態系保護の観点を考慮する。
- ② SEAGは、普及と技術移転の組織強化を図る。各地域において小農層の要求や必要性を考慮に入れ、また、小農の能力に合わせた活動を行う。
さらに、農業生産、機械化、農産加工業の能力向上が図られるよう指導を強化する。

2-4-4 他の援助機関による農村開発協力

本調査においては、他の援助機関を訪問する機会はなかったが、小農をターゲットにした協力を考える上で参考となる協力がドイツのGTZにより実施されているとのことであった。

農牧省での聞き取り及び入手した資料を元に、GTZの協力の概要をまとめると、以下のとおりである。なお、本件参考資料を別冊資料集に納めた。

- (1) プロジェクト名：サンベドロ北部地域農村整備事業
- (2) 機 関：政府関係－普及局、農業信用金庫、農村福祉院、試験研究局
非政府－地域開発審議会、社会福祉委員会、農道委員会、農協等
- (3) 受 益 者：対象地区の農民（20ha以下の3千家族）の生活水準向上
- (4) 協力期間：1987～1993
- (5) 協力内容：
 - ① 試験研究－農民ニーズを踏まえ、緑肥とアグロフォレストリーの研究
（専門家1名）
 - ② 普 及－・棉栽培、緑肥、アグロフォレストリー、薬草、養蜂等の普及
（普及局職員7名、GTZ雇用の現地協力者2名）
・女性を対象とした竈改良、栄養改善、家政の指導
（専門家1名、普及局職員4名、GTZ雇用の現地協力者4名）
・新規入植者への支援（種子の贈与）
 - ③ 農業信用金庫－・融資の一部をGTZによる援助物資（肥料、農薬）とし、これに見合う返済額を積み立てて活用（2KRに類似）
・農業信用金庫の現地事務所建設に援助
 - ④ 農村福祉院－・土地所有権の早期取得の支援
・地元で手続きができるよう農村福祉院の出先事務所の建設に援助
 - ⑤ 農協強化－オフィス、倉庫、トラック、肥料、農薬の援助
 - ⑥ 自立のための組織強化－土地も問題委員会、用水委員会、農道整備委員会の設立、育成
- (6) GTZの協力の特長
 - ① 組織造りを重視－各委員会等で問題解決策、将来構想等を討議させることにより、政府等

に依存せず地域が立ち立ちできるようにする。

② 住民参加－受益者には必ず負担を求める。

・インセンティブを与えることにより農民自身にやらせる。

③ 普及事業と試験事業の連係－農民のニーズを受けて試験を行い、その結果を普及に生かす。

④ 情報伝達－各委員会の動き等を毎日ラジオで放送。

2-5 技術協力の可能性

2-5-1 農村開発分野への協力の意義

(1) 協力をを行うことの妥当性

本調査は、プロジェクト形成を目的としたものではないが、すでに我が国にプロジェクト方式技術協力の要請のあった2件について現地調査を行ったところ、「ピラール南部小農地域モデル農村開発・環境改善」については、以下の理由により前向きに検討し得るものと考えられる。

- ① パラグアイ国政府は、財政、人材等の制約の中で、ピラール南部地域の小農対策に真剣に取り組み始めているが、総合的な対策となるので技術的に対応し切れないのが現状である。
- ② 農地のみならず生活道路もいたるところで冠水しているため、冬季は子供を通学させられないなど、小農の置かれている状況は極めて深刻であり、協力の実施はBHNに応えることとなる。
- ③ 農民は、すべてを政府にやらしてもらおうとするのではなく、受益者負担労務の提供に積極的な姿勢である。また、厳しい条件の中でも地元に残り農業を続けていこうとする意欲が見られる。

(2) 協力を実施する場合の留意事項

- ① 総合的な対策となるので、我が国の協力の限界をわきまえ、先方が行うべき事項と協力可能な分野を明確にする。特に、土地の権利関係の問題には関与すべきでない。
- ② 政府、農民ともに意欲的に取り組もうとしているところ、我が国の協力は自助努力を側面から支援することに徹する。
- ③ 我が方としても試行錯誤の協力とならざるを得ないので、余裕を持った計画とする。

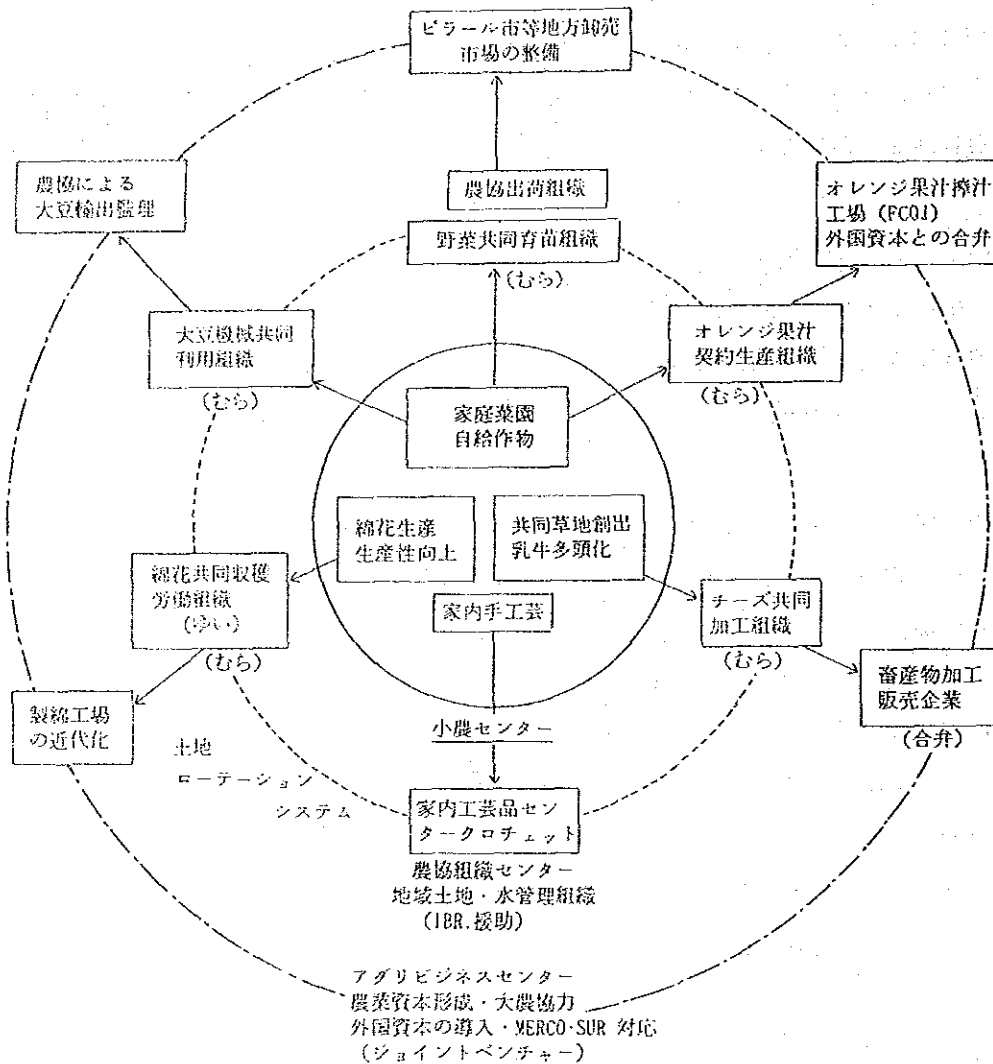
2-5-2 農村開発の方向

(1) 農村開発の考察（ニュンブク県ピラール南部）

基本的課題は、安定農地の創出と土地利用の集約化を進めることであり、そのための土地所有権・利用権の調整が課題となろう。つまり、①水没農地の排水改良による回復、②農村福祉院（IBR）による土地所有権・利用権の調整、③作物生産の集約化と生産性の向上、④新しい作物の導入による小農所得の増大等がそこに含まれる目標であろう。

図2-9は、安定農地の創出を前提とした上で、将来へ向っての地域農業の持続的発展の方向を模索したものである。

図2-9 小農振興を軸とした農村開発の重層構造
 -パラグアイ、ニェンブク県ピラール南部地区を事例として-



そのためには少なくとも3つの経済的セクターのそれぞれの充実が必要であろう。第1は、小農セクターであって、商品生産・自給生産・畜産・家内副業の複合体のそれぞれの活性化である。第2は、農民組織セクターであって、小農の相互補完組織としての機能を多面的に果たす複数の組織化が求められる。その基礎には、地域の土地・水管理組織の役割が大きい。第3は、アグリビジネスセクターであって、農業資本を形成するため大農との協力・外国資本の導入など、MERCOSURへ対応する市場総合の役割を果たすことになる。

そのような重層構造のもとで、次のようないくつかの方向が検討されよう。

- ① 家庭菜園の充実(野菜生産)・野菜共同育苗組織・農協出荷組織・地方卸売市場の整備
- ② 家庭菜園の充実(オレンジ生産)・オレンジ果汁契約生産組織・オレンジ果汁搾汁工場・

外国資本との合弁企業

- ③ 家庭菜園の充実（大豆生産）・大豆機械共同利用組織・農協による大豆輸出振興
綿花生産の生産性向上・綿花共同収穫労働組織・製糸工場の近代化
- ④ 共同草地創出・乳牛多頭化・チーズ共同加工組織・畜産物加工販売企業の導入
- ⑤ 家内手工芸品の生産・家内工芸品技術・販売センターの設置

このそれぞれのフィージビリティについて、具体的に検討することは今後に残された調査研究の課題であろう。

(2) 農業開発における問題点

[セントラル県ウバネ、ガラソバレ地域の農業開発について]

全国で最も小農比率が高い当地域の農業開発に当たって留意すべき農業関係事項は、以下のとおりである。

① 農道の整備

現在の道路状態においては、降雨時の農畜産物の集出荷に支障を来しており、特に貯蔵性のない生鮮野菜等の適期の販売ができない場合は、農家経済に大きな損失をもたらすことになるので、可能な限りアスファルト舗装等による農道の整備が必要である。

② 組織化の推進

一部の農民は組織化されているが、多くの小農の組織化がなされていないので、農協組織にとらわれず、組織化が可能なグループ（例えば作物別、小集落別等）ごとに組織化を推進し、共同で栽培技術の習得や肥料・資材の購入等を行い、また共同出荷による販売交渉力の保持等によって所得向上を図る必要がある。

③ 農業普及所の拡充強化

小農の営農指導に当たって、農業普及所の果たす役割には極めて大きなものがあるが、現状を見ると各地方に設置されている農業普及所は、設備、人容ともに不十分であり、その拡充強化が必要である。

④ 小農に対する金融支援体制の整備

小農の要望としてクレジットがあれば、かんがい施設の整備や家畜（乳牛、豚、鶏等）、肥料、良質の種子等を購入したいということがあるので、その実現に向けて可及的速やかな対策の実施が求められる。

⑤ 小農の所有農地の細分化防止対策

農地を所有しないか、または所有農地が少ない場合においても、借地や付加価値の高い農産物の生産・販売によって農業経営を維持することは可能であるが、相続によって限りなく農地が細分化する現状を放置することには、問題があると思われるので、何らかの対策の必要性が認められる。

[ニェンブク県ピラール南部農業開発について]

- ① この地域は、湿地帯のため農業の生産性が極めて低く（全国平均と比べて、畜産約40%、綿、トウモロコシ等の農産物約3分の1）小農の所得向上を図るためには、排水改良によって、耕作可能な農地を拡大するとともに適正な水位を確保し、農畜産物の生産性を高める必要がある。
 - ② 綿は、ピラール市に紡績工場があるため、古くから換金作物として栽培が盛んであるが、土壌水分が多いため1ヘクタール当たり1トン程度の収量しか上がらず、また最近の国際価格の下落によって、綿作農家は大きな打撃を受けている。この地域にとって綿はなくてはならない作物であり、排水改良が行われた場合には、綿を増産したいという小農の強い願望が認められる。
 - ③ 牛乳は、一部の農民は自分で販売しているが、小農のほとんどは庭先で安く仲買人へ販売している。また、ピラール市街地までの輸送手段は、オートバイや自転車で行われており、道路が未舗装のため降雨時の運搬は、困難を極めている。
 - ④ 排水改良により適正な水位が保たれるならば、畜産については、草地の拡大及び改良、牛の品種・品質改良、飼養技術の向上等を図り、また、綿、トウモロコシ、ポロト豆、マンジョカ等の作物についても栽培面積を拡大し、技術を高め生産性の向上を図ることが期待される。さらに、稲作等新規作物の導入についても今後の調査研究に期待が寄せられている。
- (3) 農村整備事業（ニェンブク県ピラール南部）

① 排水計画

本地域における排水計画を進めるに当たって留意すべき点は、当該地域からの排水標高とパラグアイ河及びパラナ河の河川水位との関係を解析しておくことが重要である。当該地域では各月の降雨パターンと河川水位との関係が通常概念とは逆であること、すなわち年間降雨量が約1,400ミリ程あるが、その降雨分布は夏期の間毎月150~200ミリ、冬期には同様に50~70ミリ程度降るが、一方河川の水位についてみるとデータがパラグアイ河しかないため、ピラール地点における河川水位の変動をみると、夏期の間が最も水位が低く冬期に向かって行くにつれて水位が上昇しているように降雨量と河川水位との関係が逆相関となっている。また、この状況は地区内の湛水位の変動と全く連動しており、夏期の降雨の多い時期に湛水位は低く、冬期の降雨の少ない時期に湛水位は上昇している。

図2-10 首都の年間気温と降雨量

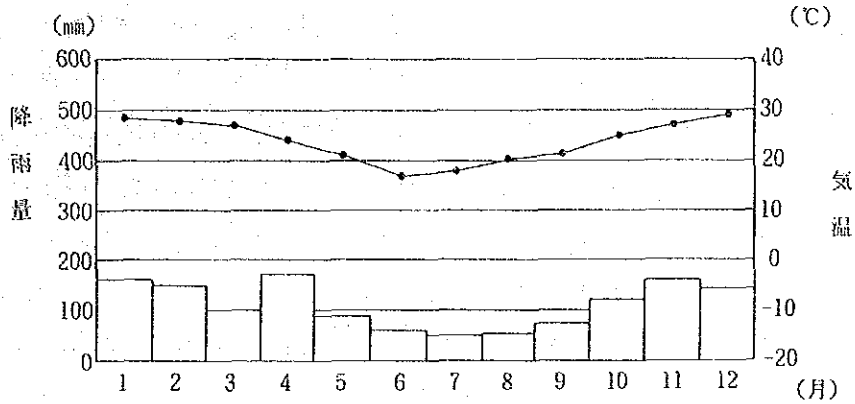
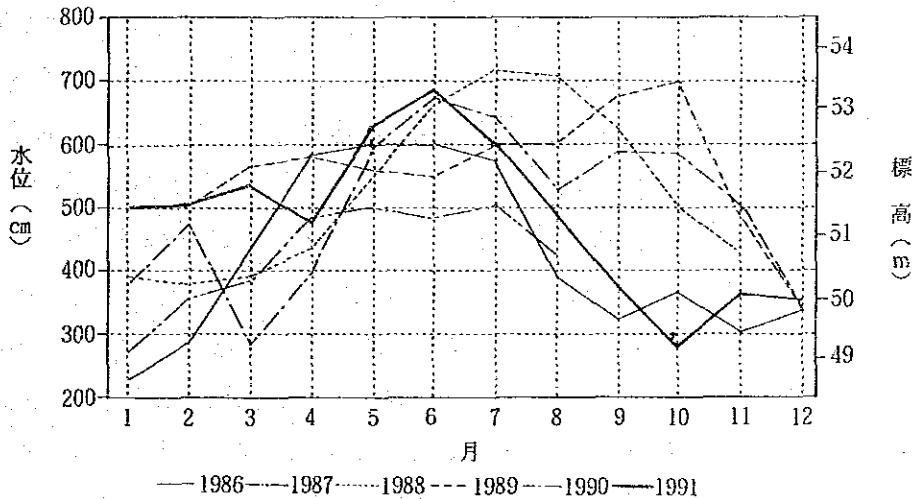


図2-11 パラグアイ河水位変動 (ピラール地点)



注) ピラール港の水位観測は1932年から実施。
 (1回/日量水板の読み取り)
 国家港湾・航行庁 海事局資料

この逆相関は、特にパラグアイ河の流域はブラジルのマツグロソ高原やボリビアのセントラル山脈にまで及んでおり、地形的に平坦な条件に鑑みれば上流での降雨や雪解け水が下流にまで流下するには相当の時間を要するものと思料される。このため例えばニュエグロ県においても、パラグアイ河が冬期に増水した時には降雨が少ないために内陸部からの自流量が少なく、逆にテビクアリ川のような支川へ逆流したものが最末端に位置する計画地域まで押し寄せてくるのではないと思われる。また、パラナ河についてもイタイプダムやヤンレタダムの建設により実際にピークカット後の河川水位がどの程度になっているのかを確認する必要がある。

因にパラグアイ河とパラナ河の合流点の平均流量は15,000m³/sを越え、その内12,000m³/s (80%) はパラナ河から、3,000m³/sはパラグアイ河から流下している。流域面積はパラナ河

の方がパラグアイ河より50%大きいだけであるが、流量は約4倍となっている。

いずれにしても計画地区のみならず地域全体に関する低平地の水文解析を行った上で当該計画地域の排水計画を決定する必要がある。

単位排水量の決定に際しては、近隣における類似地域として、昭和60年度に取りまとめられた「ヤシレタダム隣接地域農業総合開発計画」があり、これを参考にすれば次のとおり。

水路粗度係数 … 現況河川断面 0.05
新設排水路 0.04

パラナ河水位 … イタイブアダムの1/10確立相当流量 ($Q=30,000 \text{ m}^3/\text{sec}$) の水位としている

(参考)

ヤシレタダム、イタイブアダムの計画後におけるジャベビリ川合流点での計画水位は E.L. 58.9m

計画降雨量 … 1/10確立日雨量 164.4mm/day
1/5 確立日雨量 143.1mm/day

但し、100ミリ以上の雨は3日連続降雨となることが多いため、この1/5確立降雨量(185.0mm)を基準降雨と仮定。

ピーク比流量 … おおむね $0.1 \text{ m}^3/\text{sec}/\text{km}^2$ と仮定。

現在、パラグアイ側で考慮している排水路の計画路線は7路線あるが、この中においてもオンド川を延長したルートNo.1 (L=21km) 及びフローラ沼からCosta Poi村周辺に位置するルートNo.2、3 (L=13km) が最も開発効果が高いと思われる。なお、排水計画に当たっては、地区内に散在する湖沼の水位を急激に低下させることにより、保護すべき動植物を絶滅させないように地域環境とも十分調和のとれたものとする必要がある、このため水位調節のためのチェックゲートの設置及び可能な限り排水断面を小さくするため、地区内許容湛水深、許容湛水日数等に十分留意する必要がある。

表2-23 計画排水系統想定排水量

	延長 (km)	想定流域 (km ²)	流出量 (m ³ /s)	優先度
ルートNo.1	21	210	21	1
ルートNo.2	5	50	5	2
ルートNo.3	8	80	8	2
ルートNo.4	10	100	10	3
ルートNo.5	10	150	15	4
ルートNo.6	11	70	7	5
ルートNo.7	5	50	5	6
計	70	710	71	

② かんがい計画

本地域は、排水調節が先ず第一義的に考慮される必要があるが、数多くある湖沼の関係から環境との調和を図った利水が考えられる。利水としては、今後新規に導入されるかもしれない野菜の栽培、果樹等に利用されることも可能であり、メルコスールとの関係からも水利用の効率化を図ることが肝要である。

(4) 生活環境施設（ニェンブク県ピラル南部）

① 生活用水施設

現地調査の結果、計画地域の人々すべてが生活用水を井戸に求めているものではなく、井戸のない小農は湛水している溜り水の表面水をすくって飲料水に使っているものであり、衛生上極めて問題である。特に、現在パラグアイ国内においてコレラ騒動が起こっており、このため人道的な立場からもいくつかの代表的な村落に対して浅井戸を緊急に設置する必要があると思われる。

② 農村環境施設

農村環境施設として考えられるものはトイレの整備である。現在では、冬期において湛水深が増加してくるとトイレの汚水が井戸などに混入し、飲料水として利用できない状態となっている。このため排水事業とあわせて農村部における衛生環境施設を緊急に整備する必要がある。

③ 農道計画

計画地域内の主要道路は国道4号線であるが、整備状況が悪く（未舗装）年間120日以上は雨の影響により通行止めとなっている。道路そのものの管理は公共事業通信省（MOPC）が行っており、モーターグレーダーにより表面の整形を行っているが、基本的に道路基盤が低く道路の傷みが激しい。

国道4号線以外に計画地区内で最も必要とされている道路はIsla UmbuからGeneral Diaz方向へのいわば地区の中央を貫く道路である。道路の建設に当たっては側水路、道路横断暗渠及び横断橋梁に対する配慮が必要である。

④ 農産加工施設

計画地域における農産加工施設としては、綿花の加工工場が1カ所あり、当該企業は原料綿の40%を他地区から移入しているのが現状である。また、この地区は漁業の盛んなところであるが、冷凍・蔵施設がこれまで設置されておらず今後設置が望まれているところであるが、ジュースの加工工場の設置等各企業に対する投融資関係での充実を図ることが必要であろう。

パラグアイ 参考データ

DISTRITO COMPANIA 位置図

計画区域標高区分図

主要道路位置図

計画排水路想定位置図

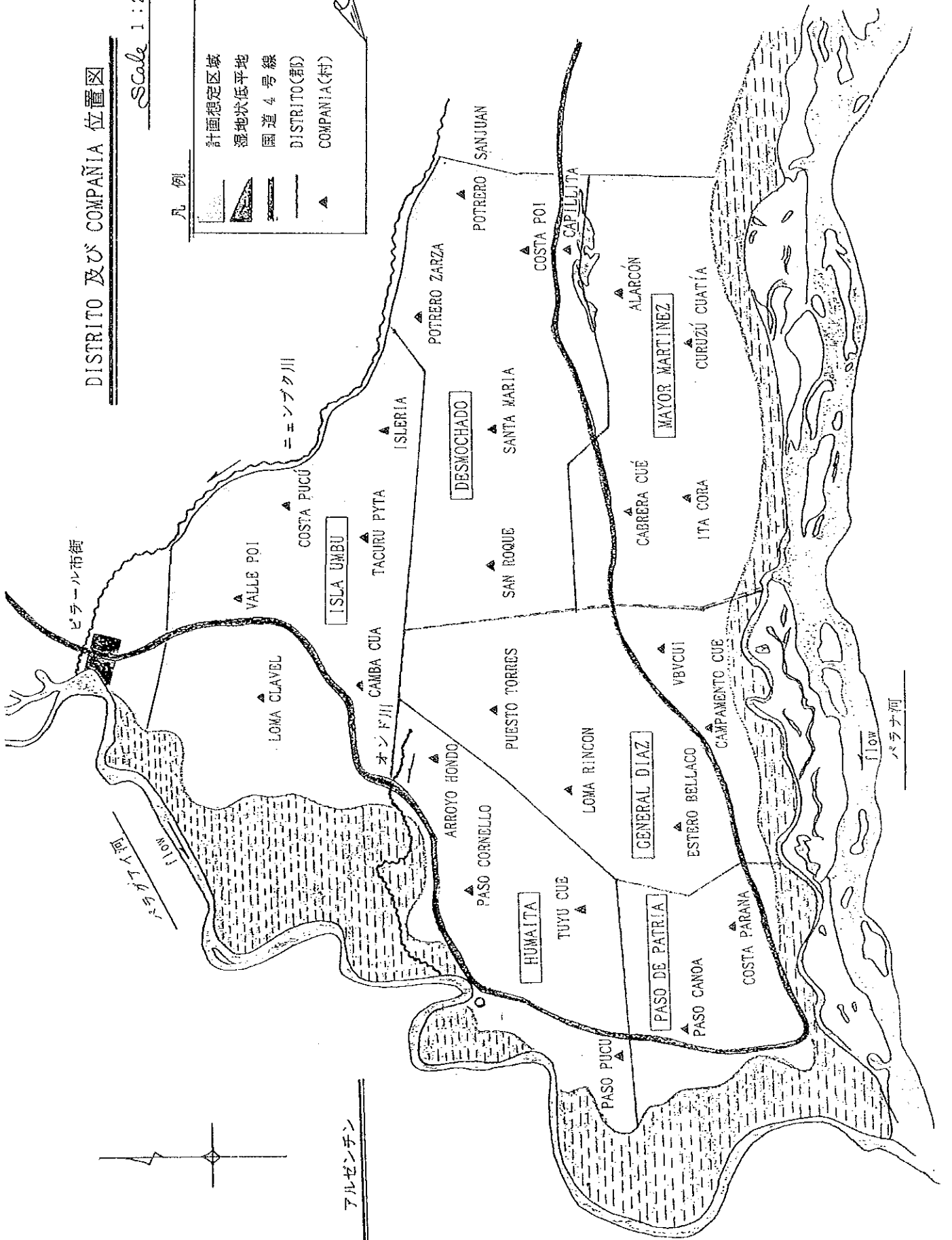
新聞記事

DISTRITO 及び COMPANIA 位置図

Scale 1 : 250,000

凡例

	計画想定区域
	湿地状低平地
	国道 4 号線
	DISTRITO(郡)
	COMPANIA(村)

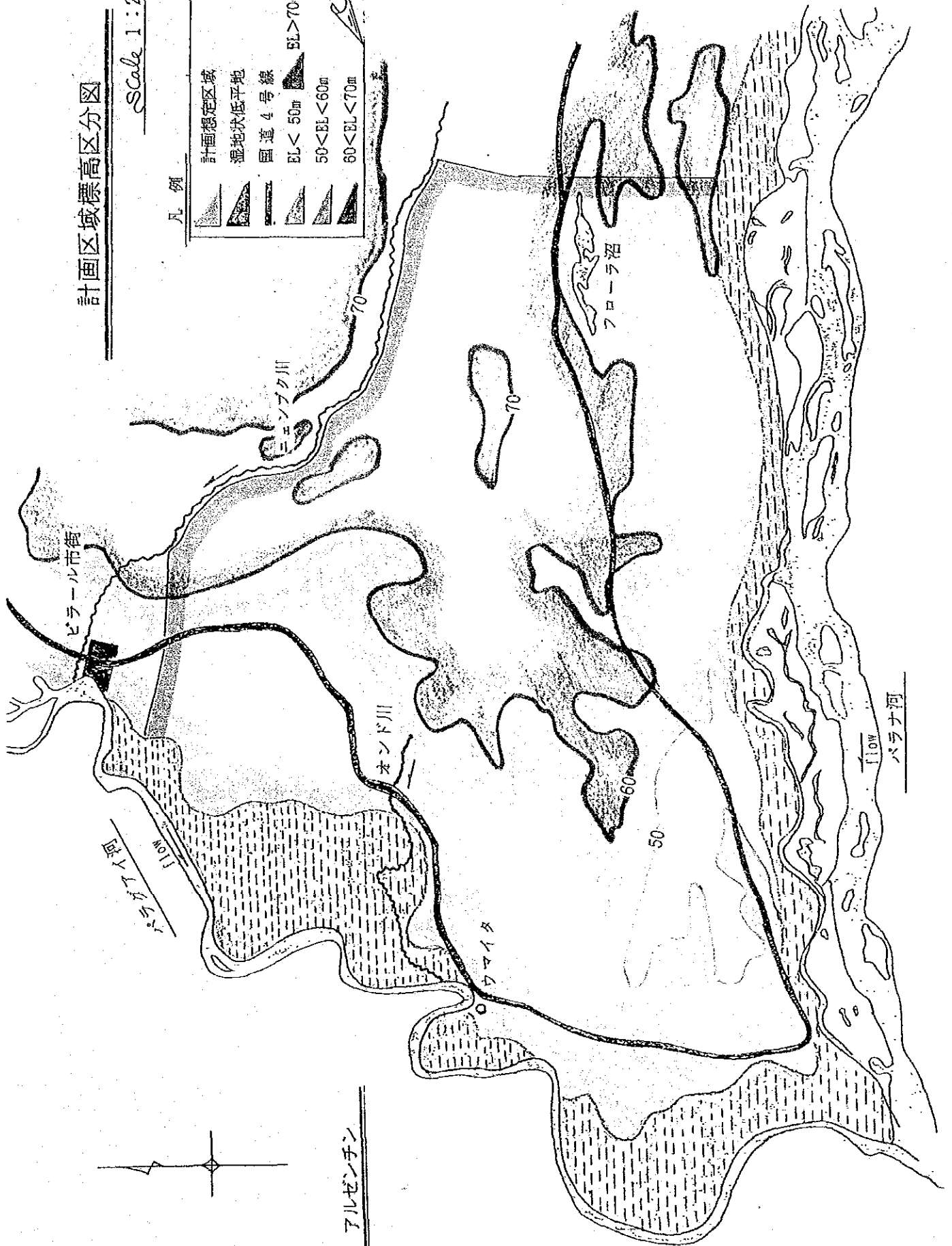


計画区域標高区分図

Scale 1 : 250,000

凡例

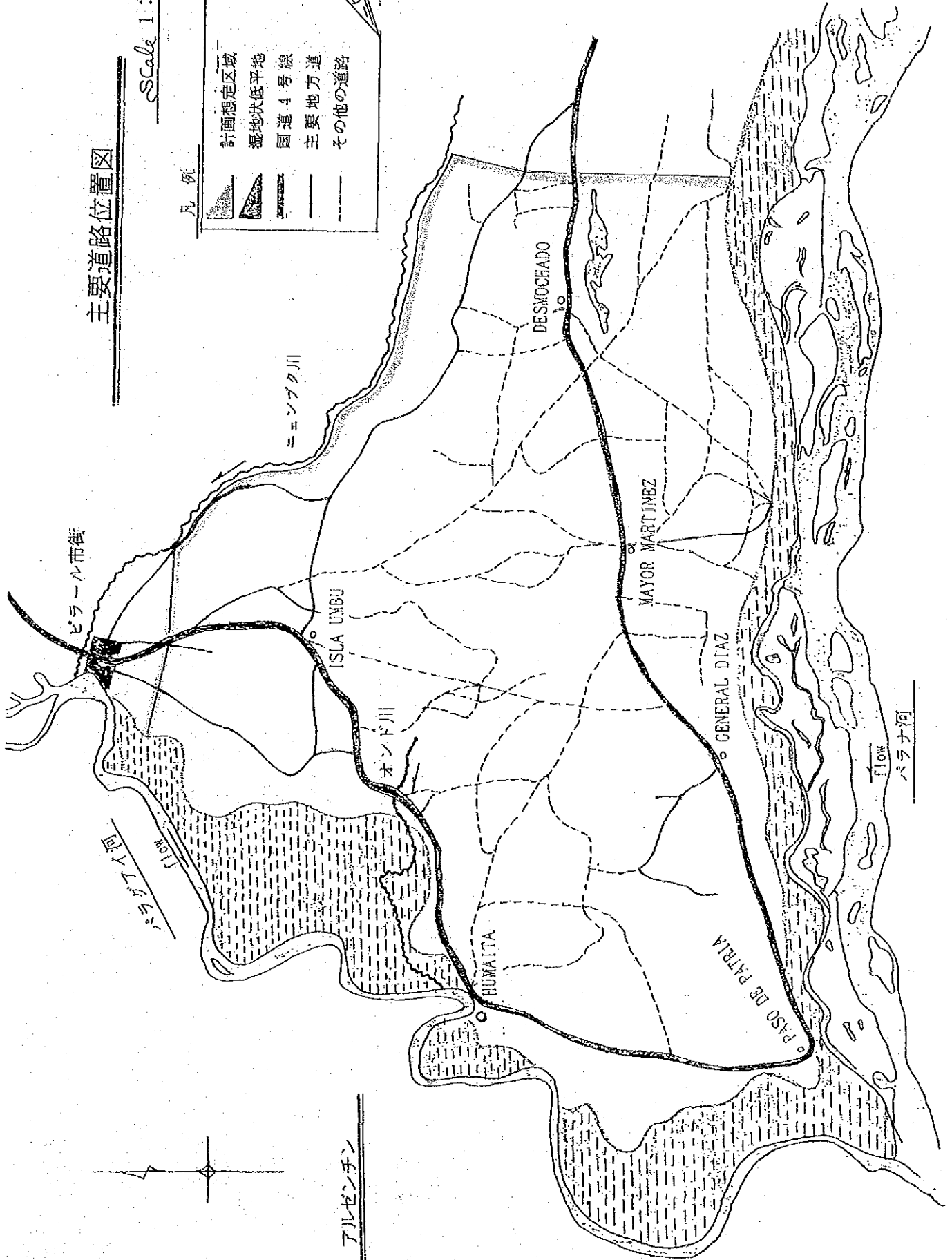
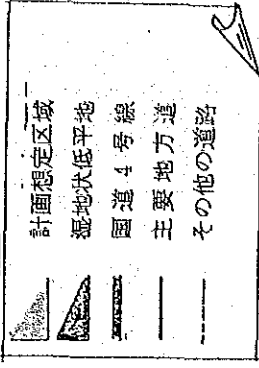
	計画想定区域
	湿地状低平地
	国道4号線
	EL < 50m
	50 < EL < 60m
	60 < EL < 70m
	EL > 70



主要道路位置図

Scale 1 : 250,000

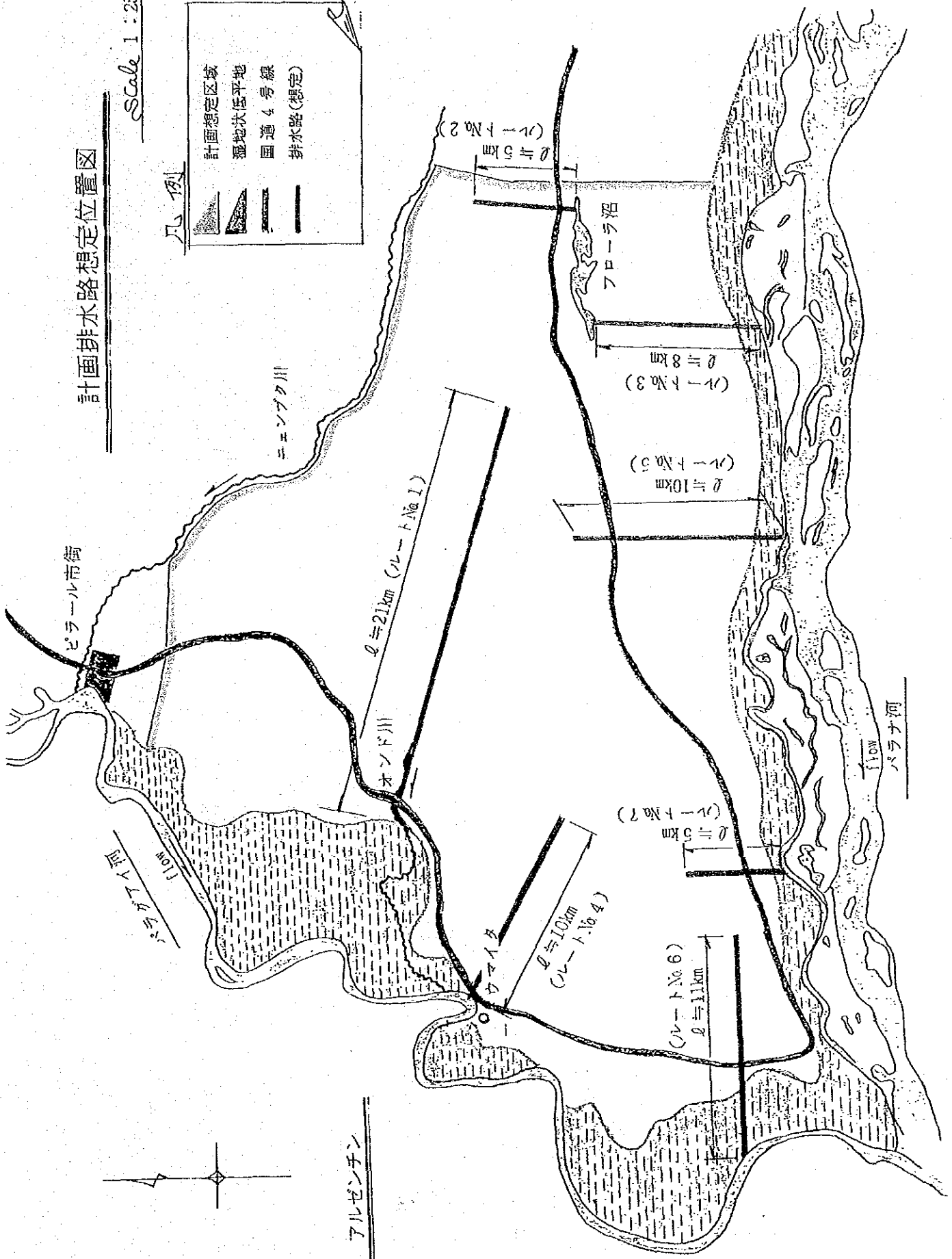
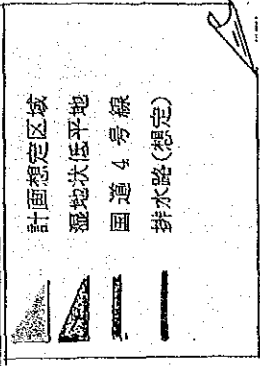
凡例



計画排水路想定位置図

Scale 1 : 250,000

凡例



アルゼンチン

Técnicos de JICA y MAG visitaron a los pobladores de Desmochados

Hoy 27/2/92

DESMOCHADOS (Darío Rubén Encina, enviado especial). En el afán de conocer a fondo los problemas de pobladores de áreas rurales de la zona Sur del departamento del Neembucú, técnicos de la JICA (Agencia Internacional de Cooperación del Japón) y representantes del Ministerio de Agricultura y Ganadería se trasladaron hasta Desmochados para mantener un diálogo con los productores agrícolas, ganaderos, pesqueros forestales y otros.

Durante la reunión, los lugareños dieron a los visitantes un panorama de la difícil situación por la que atravie-

san enfrentando problemas como el estancamiento de las aguas que desde varios años atrás impide a los labriegos utilizar sus terrenos más fértiles ubicados en las zonas bajas. Refiriéndose a esta preocupación, los representantes del Gobierno japonés, manifestaron que debía realizarse un profundo estudio debido a la poca experiencia que tienen en estos tipos de inconvenientes que no son frecuentes en su país de origen.

"Debemos estudiar a fondo el problema y para ello enviaremos los síntomas a expertos en el Japón pa-

ra que los mismos realicen un análisis detallado del caso. Podemos decir que solucionar el problema que afrontan estos campesinos llevará un tiempo, considerando que los mismos son múltiples", dijo uno de los técnicos.

También se mencionó como una preocupación de los agricultores la escasa perspectiva que presenta este año el algodón, principal cultivo de la zona. "La cosecha del algodón, ni siquiera alcanza para cubrir los intereses de nuestra deuda con el Banco Nacional de

Fomento y debemos recurrir a la venta de nuestros animales para cubrir los gastos que tuvimos en las plantaciones", se quejó un agricultor.

Por otro lado, los miembros del MAG indicaron como una alternativa la comercialización de la leche, producto que abunda en la zona. Cabe señalar que la venta de este producto se dificulta debido a la falta de caminos en la zona. El proyecto establece que los productores lecheros se reúnan en una cooperativa para proceder a la comercialización colectiva del lácteo.

JICAと農牧省の技術者たちがデスモチャドスの住民たちを訪問

ニェンブク県南部の農村地帯の住民がかかえる問題の内情を調べるために JICA の技術者たちと農牧省の関係者たちがデスモチャドスまで出かけ現地の農牧水産林業関係生産者たちと話し合いを持った。

会合では、現地側から調査団に対し、当地域がかかえる農地の排水問題等を説明した。日本調査団側は、日本でもまれなケースであるために対応策の経験が乏しく徹底した調査が実施されなければならないことを述べた。

■ CON UN PLAN ELABORADO POR EL MAG

JICA cooperará para el desarrollo del Ñeembucú

PILAR (Dario Encina, corresponsal). Técnicos de JICA (Agencia de Cooperación Internacional del Japón), visitan poblaciones del sur del Ñeembucú que serían objeto de un plan de desarrollo elaborado por el Ministerio de Agricultura y Ganadería con el apoyo de los nipones. Esta posibilidad surge en momentos en que los pobladores del área rural de este departamento muestran un progresivo empobrecimiento por las razones que se mencionan habitualmente como factores que frenan el desarrollo en la zona. Se habla de la insistencia de los agricultores en el cultivo del algodón sin que esto arroje resultados auspiciosos en los últimos años. La diversificación de la agricultura que es mencionada

Auspicioso futuro empieza a abrirse paso para el departamento de Ñeembucú de la mano de la cooperación japonesa. Antiguos problemas como el aislamiento por falta de rutas; la agricultura que sólo cuenta con el cultivo del algodón, el escaso desarrollo de la ganadería y los problemas de la pesca, serán puestos en el proyecto de trabajo en procura de hallar soluciones.

En forma constante no ha contaminación de las aguas con el color lo que ha hecho que las ventas hayan mermeado considerablemente.

En la hora de replantear las bases económicas del Ñeembucú, también se debe tener en cuenta el aislamiento que durante largos años han sufrido los hombres de esta tierra, lo que también ha dejado secuelas negativas para el sector productivo. En gran medida se debe a este hecho que los labriegos tuvieron que apelar al monocultivo recu-

riendo al algodón como único sostén de la economía familiar. Es casi imposible pretender que los agricultores de esta zona intenten la diversificación de su producción cuando una precipitación pluvial puede echar por tierra todos sus esfuerzos.

Las experiencias en ese sentido han sido desastrosas, cultivos enteros de tomate, banana, cana dulce y otros productos que alcanzaron muy buen crecimiento encontraron finalmente una valla insalvable. Caminos impracticables por la lluvia, lo que han desalentado nuevas iniciativas de este tipo. También el sector ganadero se ha visto frenado en su desarrollo y la idea de instalar un frigorífico en la zona no ha podido concretarse porque los inversion-

arios no han mostrado simpatía por el proyecto que se plantea en una zona donde no existe la infraestructura vial requerida.

Numerosos proyectos que van desde la diversificación de los cultivos a la instalación de plantas industriales han madurado en la mente de los ñeembucuanos pero esas ideas no pasarán de ser simples quimeras, mientras siga asoci-



Vista de una de las calles de la capital de Ñeembucú. Técnicos de JICA con el apoyo del MAG activarán en esta localidad sureña.

mando el "fantasma" de la clausura de los caminos. Es de esperar que así como los japoneses a través de la JICA, contemplan un apoyo integral al desarrollo de las comunidades del interior del Ñeembucú también de nuestra parte se ponga el esfuerzo necesario para que en corto tiempo el departamento cuente con una ruta pavimentada, culminando de esta manera su historia de marginación.

Concepción: Campesinos de Arroyito piden escuela autónoma

CONCEPCION (César Rodríguez, corresponsal). Saturnino Fernández, líder del asentamiento de Arroyito, a 85

Quedó habilitado centro de salud en Caapucú

PRIMERA ETAPA DE LA CONSTRUCCION TOTALIZA 45.000.000 DE Gs.

CACUPU (Juan José Benítez, corresponsal) -

CONQUISTA IMPORTANTE" más en el transcurso del acto hizo una evaluación de la obra



JICAがニェンブクの開発に協力

日本の協力によってニェンブク県に明るいきざしの光がさし込み始めた。

古くからの道路不足による離れ島的状况や棉花に集中した農業と、進歩のない畜産業、漁業問題等への対策が調査のなかに含まれる。

3 チリ

3-1 農業の概要

3-1-1 農業一般

チリは南アメリカ大陸の南西部、太平洋側に位置し、北のアタカマ砂漠から南極海に至る南北4,300キロメートルと細長い国土を有する国で、国土面積は約75.6万平方キロメートルとなっている。国土が南北に長く分布しているため、熱帯から寒帯に至る多様な気候条件・自然条件を有している。

図3-1にチリの気候と農業地域区分を示す。

第1州、2州は砂漠で乾燥荒地地帯となっている。第3州は、乾燥地であり高地では早生野菜やピスコ・ワインの生産適地であるが、零細農が多い。第4州の高地・中間地では、果樹・小麦・野菜・畜産の適地であるが、低地では貧しい零細農が集中し、最も貧しい地域となっている。

第5州、首都州及び第6州は、中央部の最も豊かな土地に恵まれている。地中海性気候のもとで乾燥のかんがい条件にも優れている、果樹・穀物・野菜・畜産の適地である。第7州は、土地条件にかなり劣っており、肥沃な土壌の占める割合は小さい。第8州は、中央盆地部は地中海気候であるが、全体として牧畜・林業のポテンシャルが高い。

第9州は、温帯湿潤で牧畜と穀物生産の適地であるが、25%が自給農業を営むインディオの居留地である。第10州は、林業と牧畜の適地である。

寒帯乾燥に位置する第11州は、野生生物保護区が40%を占め、第12州は、保護林が優越している地域である。

以上のように、高生産林の農業が可能な地域は、地中海性気候の第5州、首都州、第6州に集中しており、その周辺州がこれに準ずることになる。したがって、その外周部をなす農業不適地には、貧しい自給的な零細農が多数生活しているのである。

チリにおける農業部門は、表3-1に示すとおり対GDP比が、9%台で推移しているほか、対輸出総額の3割、対就業人口の約2割を占めている。特に、近年、農・畜・林・水産物の増加には、目ざましいものがありチリの有力な輸出産業に発展している。

チリの主要な農産物の生産動向は、表3-2、表3-3のとおりであるが、生産量の多い順に述べると、ビート、小麦、ジャがいも、トウモロコシ、りんご、生食用ぶどう、なし、豆類の順となっている。

チリは、南北に長く多様な気象条件、北半球と逆の生産サイクル、安い労働力等を背景に、欧米を中心とする需要の増加に対応すべく、生鮮及び加工農産物の生産と輸出の拡大を図ってきている。

果樹生産物の大部分は、加工品を含めて輸出向けであるが、穀物や野菜類は国内消費が中心となっている。また、野菜（トマト、メロン、レタス等）の種子や牧草の種子を主にアメリカ、フ

図3-1 チリの気候と農業地域区分

気候区	面積 (千km ²)	農地 (千ha)	州都	人口 (千人)	農村人口率 (%)	農業生産額 (百万ペソ、1986年)	主要農産物	
砂漠 (平均気温 16℃ - 年間降水量 0~25mm)	178	13	I	LIQUIQUE	358	4.9	280	若干の果樹 と野菜、畜 産が主体
			II	ANTOFAGASTA	359	1.2	99	
乾燥 (16~18℃ 25~250mm)	120	195	III	COPIAPO	197	7.3	338	ブドウ、小 麦、畜産
			IV	LA SERENA	486	22.9	1,226	
地中海性 (7~21℃ 310~1,190mm)	93	2,160	V	VALPARAISO	1,381	8.3	2,525	各種の果樹と野菜、小麦
			VI	SANTIAGO	5,236	2.7	5,920	
			VII	RANCAGUA	649	32.0	5,176	
			VIII	TAI,CA	840	40.6	4,735	
温帯湿潤 (5~15℃ 1,500mm~)	102	2,990	IX	CONCEPCION	1,674	21.6	5,092	各種の果物、 穀物、野菜、 畜産
			X	TEMUCO	795	40.5	3,555	
寒帯乾燥 (2~12℃ 400mm)	243	185	XI	PUERTO MONTT	922	38.7	3,585	リンゴ、ナン、 ベリー、小麦、 野菜類、畜産
			XII	COYHAIQUE	80	16.9	306	
			XIII	PUNTA ARENAS	159	6.6	434	

The OECF RESEARCH QUARTERLY 1991/11 №72より

ランス、ブラジルへ輸出している。

1990年の主要穀物及び野菜の作付け面積を10年前と対比すると、小麦107%、トウモロコシ87%、豆類49%、じゃがいも62%等となっており、穀物全体の作付面積は減少傾向にあるが、野菜類の作付面積は増加している。

これらの穀物や野菜類は、主として小規模農家によって生産され、そのシェアは40%以上に達している。

[チリ関係]

表3-1 農業セクターのシェア

(%)

	1965	1970	1973	1980	1985	1988	1990
対GDP比	9.5	9.0	6.9	8.2	9.6	9.6	9.1
対輸出総額	8.0	9.4	6.3	24.5	29.2	30.0	30.3
対輸入総額	20.4	13.7	18.6	13.0	7.5	4.9	5.2
対就業人口	26.5	21.1	16.6	17.0	14.5	19.0	19.2

注：農業（果樹、穀物、野菜）、畜産、林業及び水産の各部門の生産（加工を含む）。

資料：農業省及び中央銀行

表3-2 主要穀物・野菜の生産動向

		1980	1983	1987	1990
小麦	作付面積 (千ha)	545.7	359.2	676.6	582.8
	収量 (千トン)	966.0	586.0	1,874.1	1,718.2
	単収 (トン/ha)	1.7	1.6	2.7	2.9
トウモロコシ	作付面積 (千ha)	116.2	118.0	86.7	101.1
	収量 (千トン)	405.2	511.5	617.2	823.2
	単収 (トン/ha)	3.4	4.3	7.1	8.1
豆類	作付面積 (千ha)	202.5	127.0	156.7	100.1
	収量 (千トン)	136.2	107.3	128.3	109.6
	単収 (トン/ha)	0.6	0.8	0.8	1.1
ジャガイモ	作付面積 (千ha)	88.8	67.2	57.7	55.1
	収量 (千トン)	903.1	683.6	726.9	828.8
	単収 (トン/ha)	10.2	10.2	12.6	15.0
ピーナット	作付面積 (千ha)	11.1	35.8	56.6	44.6
	収量 (千トン)	452.1	1,462.5	3,047.8	2,461.5
	単収 (トン/ha)	40.7	40.9	53.8	55.2

資料：農業省

生産野菜の輸出は、主としてアメリカ向けにたまねぎ、にんにく、じゃがいも等が行われており、最近アメリカ向けのアスパラガスの輸出が好調である。

また、近年野菜の加工施設への投資（ほとんどが外資系）が盛んで、トマトペースト等の加工食品、冷凍野菜（スイートコーン、グリーンピース、アスパラガス、ブロッコリ等）、乾燥野菜（ピーマン、トマト等）が周辺諸国へ輸出されている。

畜産は、中南部を中心に行われており、牧草地約460万ha、家畜頭数は、牛約350万頭、羊約470万頭、豚約110万頭、馬約35万頭が飼養されている。その生産動向は表3-4のとおりであるが、ほとんどが国内消費に向けられている。なお、チリは南米で唯一「口蹄疫」のない国であり、動物防疫体制も整備され周辺諸国に対する輸出の優位性を有している。

表3-3 主要果物の生産動向

		1980	1986	1989
生食用ブドウ	作付面積 (千ha)	13.5	38.8	47.7
	収量 (千トン)	85.0	307.0	547.0
	単位収量 (トン/ha)	6.3	7.9	11.5
リンゴ	作付面積 (千ha)	15.5	21.6	25.9
	収量 (千トン)	245.0	515.0	600.0
	単位収量 (トン/ha)	15.8	23.8	23.2
ナシ	作付面積 (千ha)	3.3	7.6	14.1
	収量 (千トン)	43.1	78.0	119.0
	単位収量 (トン/ha)	13.1	10.3	8.4
キウイ	作付面積 (千ha)	—	3.5	10.0
	収量 (千トン)	—	1.1	25.7
	単位収量 (トン/ha)	—	0.3	2.6
モモ	作付面積 (千ha)	7.2	7.5	9.7
	収量 (千トン)	78.2	80.2	83.4
	単位収量 (トン/ha)	10.9	10.7	8.6

資料：農業省

表3-4 畜産の生産動向

(千トン)

	1980	1986	1988	1989
牛肉	162	177	197	221
鶏肉	110	80	100	104
豚肉	50	76	100	113
羊肉	16	13	14	13
牛乳	1,080	1,093	1,120	1,230
卵	1,425	1,800	1,715	1,788
羊毛	21	19	20	20

注：牛乳は百万リットル、卵は百万個

1989年は推計

資料：農業省及び統計院

チリにおける農業生産技術は、中部のかんがい地帯においては、機械化が進み、果樹、野菜では品種の多様化や品質改良が行われている等栽培技術も高度に発達している。一方、アンデス山脈とかんがい地帯の間の山間乾燥地帯及びかんがい地帯と海岸地帯の間の丘陵地を含めた乾燥地帯においては、人力や牛馬による耕作が行われ、施肥・病害虫防除も十分でなく生産技術は低い。さらに、大農と小農の技術較差が大きいなど二面性を有している。

3-1-2 農業分野の開発計画

チリ政府の基本構想に基づく開発計画の概要は、次のとおりである。

(1) 価格・流通政策

- ① 小麦及び食用油の価格安定を図るため、価格帯（過去5年間の最高、最低価格の上限及び下限の20%を除いた60%の範囲）を設定し、価格帯を上回る場合には課税を行い、下回る場合には補助金を交付する。
- ② 砂糖大根栽培援助
砂糖の国際価格が低落しているため、一時的な砂糖輸入関税を設定する。
- ③ 国内牛乳生産援助
乳製品の輸入に相殺関税を徴収する。また、小規模生産者層に対し、小規模牛乳、貯蔵センターを各地に設置する。
- ④ 国内肉生産奨励
肉の等級及び品質表示に関する規則を制定する。また、牛肉の輸入に対して相殺関税を徴収する。
- ⑤ 農産物市場の近代化（小麦流通の正常化など）を推進する。
- ⑥ 首都圏生鮮食料品卸売市場の改善を図る。
- ⑦ 農牧林業生産物交換市場を開発する。
- ⑧ 農産物価格に対する保険制度を検討する。
- ⑨ 農牧林業部門の情報及び統計システムを充実し、生産、流通の質的向上に資する。

(2) かんがい開発

政府保有のかんがい水利権の合理化を継続して実施する。さらに、新法の制定及び補助金による新規かんがい施設を建設し、かんがい面積の拡大を奨励する。

(3) 輸入拡大措置

- ① 農産物貿易の国際交渉における公共、民間部門間の調整を図るため、公的農業委員会（PRIVADO）を設置する。
- ② 農産物の輸出規格に関する国際規制情報を公布する。
- ③ 輸出農産物品質保証書を発行する。
- ④ 輸出農産物検疫体制を整備する。

(4) 農業金融

小規模農家に対して、特別な金融措置を講ずる。

(5) 研究及び技術移転

- ① 輸出向け果樹の生産及び品質改良、人工育林、家畜衛生等を研究の優先分野とする。
- ② 小規模農家及び中規模農家に対して、技術移転を実施する。

3-1-3 農林業関係行政機関

チリの農林業・畜産に関する行政は、農業省 (MINISTERIO DE AGRICULTURA) が管轄している。農業省の組織機構図は図3-2の通りであり、大臣の下に次官がおり、そして農業政策の立案と資料収集・作成を行う計画局 (ODEPA)、農業技術の研究・普及を行う農牧研究機関 (INIA)、小規模農家への技術普及・農業融資を行う農牧開発機関 (INDAP)、動植物防疫・資源保護を行う農牧サービス公社 (SAG)、森林政策の立案、植生・資源等の環境保全を行う国営林業公社 (CONAF) 等により構成されている。(表3-5)

農業省のほかの組織としては国家農村開発計画委員会がある。この委員会は保健省、教育省、農業省、福祉省、公共事業省、住宅運輸省により構成され、保険、教育を含めた農村開発計画に取り組んでいる。また、かんがい事業に関しては国家かんがい委員会、公共事業省の灌漑局、水資源総局がこれにあたっている。

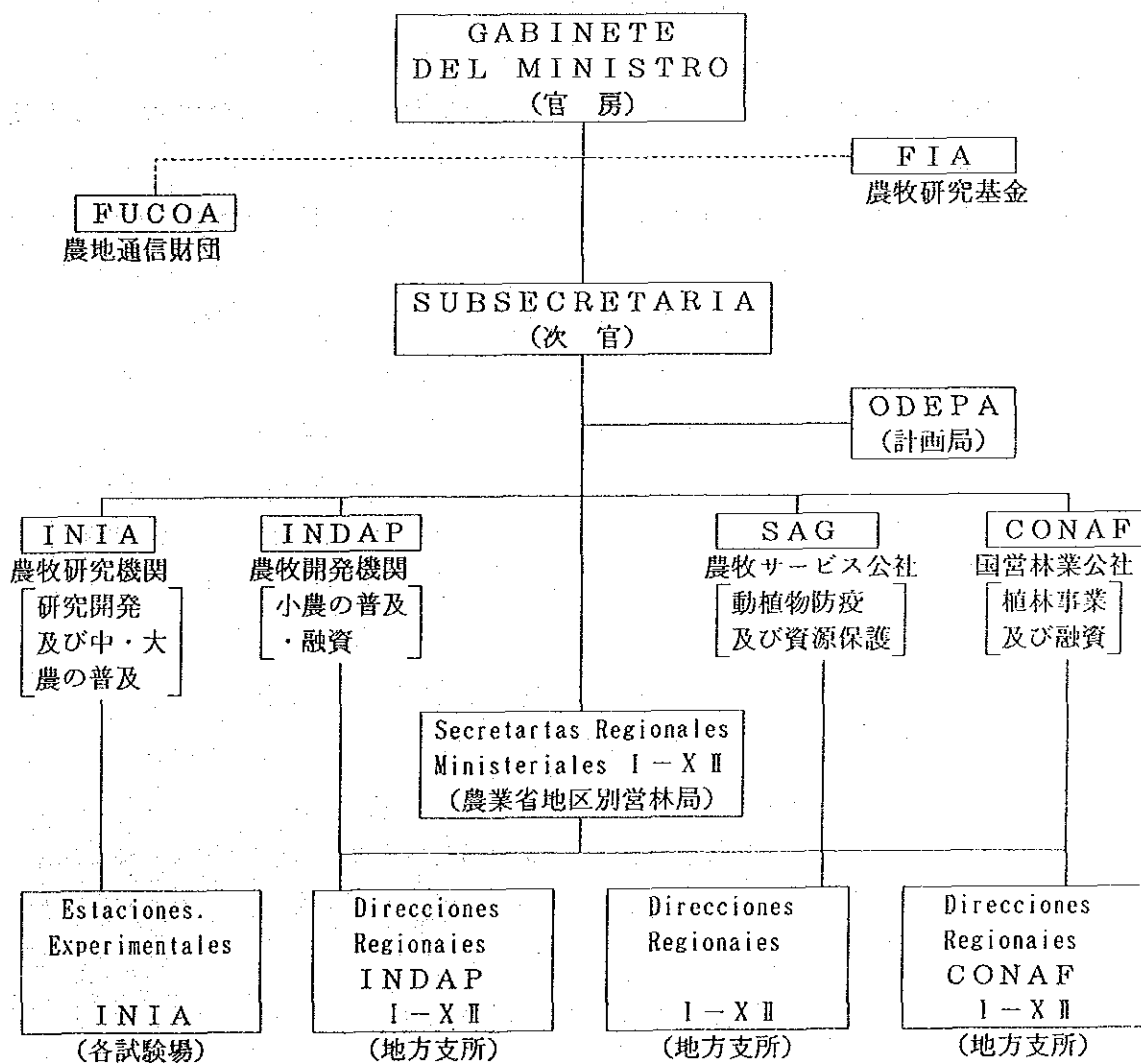
表 3 - 5 農業省の主要機関

和 名	略 称	正 式 名
計 画 局	ODEPA	OFICINA DE PLANIFICACION AGRICOLA
農牧研究機関	INIA	INSTITUTO DE INVESTIGACION AGROPECUARIAS
農牧開発機関	INDAP	INSTITUTO DE DESARROLLO AGROPECUARIO
農牧サービス公社	SAG	SERVICIO AGRICOLA Y GANADERO
国営林業公社	CONAF	CORPORACION NACIONAL FORESTAL Y DE RECURSOS NATURAL RENOVABLES

図 3 - 2 農業関係行政組織

ORGANIGRAMA DEL MINISTERIO
DE AGRICULTURA

(農業省の組織図)



3-1-4 普及組織・農業金融機関の現状

(1) 普及組織（技術普及）の現状

チリにおける農畜産分野の試験研究は、1964年に設立された農畜産研究院（INIA）によって実施されている。INIAは、全国5カ所の試験場と8カ所の支所を有し、それぞれの地域に適した農作物や畜産の研究を行い、その普及を実施している。

農畜産の普及サービスは、12BIH（1BIHは生産性の高い農地1haが基準）以上の規模の農家をINIAが担当し、12BIH以下の小規模農家を農畜産開発院（INDAP）が担当している。

チリの普及サービス実施上の特徴は、普及サービスをこれらの機関が直接行わず、政府の普及プログラム（INDAPによる小農に対する総合技術移転プログラムや零細農民向けの基本技術移転プログラム）にしたがって、入札で選ばれた民間のコンサルタント会社、あるいはNGOがターゲットをしぼった受益農家グループに、契約で一定期間内に技術指導等を行っていることにある。

他方、資金力を有する中大規模農家は、コンサルタント会社と直接契約し、技術のほか経営上の指導や海外市場の情報等の提供を受けている。

(2) 農業金融機関の現状

現在の公的農業融資機関は、小農を対象とするINDAPのみであり、最近10年間の融資額は4,500～5,500百万ペソの間で推移している。

融資の内容は、野菜等の生産のための短期運転資金が全体の8割前後を占め、借入れ農家数は3万戸～3.5万戸となっている。

INDAPの融資利率は、民間資金より若干低率となっており、貧困農村開発の一環として、10万戸の小農に向けられようとしている。

3-2 農地改革と農村社会

3-2-1 農地改革の歴史

(1) フレイ政権における農地改革の着手

キリスト教民主党のフレイ政権（1965～70）は、1965年から農地改革に着手し、1967年には、農業近代化を目標とする農地改革法と農業組合法を制定した。農地改革の目的は、大土地所有制を解体し、新たに10万戸の土地所有農民を創出し、政治体制の民主主義的基盤を強化することにあった。

1967年の農地改革法は、80BIH（基礎かんがい土地換算、Basic Irrigated Hectare、中央平野、サンチャゴ近郊のマイブ川流域の良好なかんがい状況下の生産性の高い農地1ヘクタールを基準農地（1BIH）と規定し、その他の地域の農地は生産性の比較評価によって、例えば生産性が1/4ならば農地4ヘクタールが1BIHとなる）以上の土地を所有するすべての大土地所有者の土地が接収の対象となった。

しかしフレイ政権下では、主として生産性の低い伝統的なフンドを優先的に接収したため、大土地所有者の1/3を対象に、409万ヘクタールを接収し、2.1万戸の土地所有農民を創出したのにとどまっていた。現実の大土地所有は、生産性の高い地域をふくめて全国土に存在していた。

(2) アジェンデ政権の徹底した農地改革

アジェンデ人民連合政権（1970年11月～1973年9月）の時代になると、農牧業開発院（INDAP）の元所長、ジャック・チョンチルを農業相に任命し、急速で、ドラスティックで、大規模な大土地所有の収用を進めた。

表3-6のように、1971～72年に接収された大土地所有は、3,282農場、504万ヘクタールの土地に達している。両政権期の農地改革によって、913万ヘクタール基礎かんがい地に換算して、約35.5%の農地が農地改革部門へ編入されたのである。アジェンデ人民連合政権は、近代的合理的なフンドをも含む80BIH以上を持つすべてのフンドを接収した。その際、地主に保留地（80BIH）に関する優先的な選択権を与えることなく、また、機械設備、農機器、家畜をも収用の対象に拡大した。こうして、1972年6月には、チリの大土地所有経営は、ほぼ基本的に解体した。

このような土地所有の再分配の結果、表3-7大中地主、小土地所有に対し改革部門が重要な位置を占めるようになる。改革部門におけるアセンタミエントは、接収大農場が、メンバー間で分配されるまでの過渡的な共同経営であり、農地改革センターは、農民の自留地（0.5BIH）を認めながら、自主的な集団的共同経営を協同組合方式で創出しようとするものであった。その結果、7.5万の土地所有農民へ土地が再分配された。

表3-6 フレイ・アジェンデの農地改革の実績（大農場の接收）

（単位：ヘクタール）

	1965-70	1971	1972	1965-72
農 場 数	1,412	1,373	2,192	4,977
%	28.4	27.6	44.6	100.0
灌 漑 地	290,601.0	177,581.4	211,984.2	680,166.6
%	42.7	26.1	31.2	100.0
非灌漑地	3,802,738.2	1,848,259.7	2,800,705.2	8,451,703.4
%	45.0	21.7	33.1	100.0
計	4,093,339.2	2,025,841.1	3,012,689.7	9,131,870.0
%	44.8	22.2	33.0	100.0

（出所） ECLA. Economic Survey of Latin America 1972. New York. 1974. p.73.
 吉田秀穂『チリのアジェンデ政権期の理論と政策』（アジア経済研究所、1979年）
 p.122による。

表3-7 部門別土地・労働力・生産配分状況（%）

	土地面積 (HRB)	労働力 (常雇・臨時)	総生産額	農産物 商品量	商 品 総生産
改革部門 (農地改革センター) (アセントミエント) (その他)	36	18	29	29	80
小土地所有 (零細農) (20HRBまでの農場)	22	60	28	15	45
大 中 地 主 (20-80HRBの) (農 場)	42	22	43	56	95

（出所） Solon Barraclough & Almino Affonso. op. cit., p. 8L

また同政権は、農民の組織地を重視し、農民組合、農民評議会などを組織した。しかし人民連合政権内部の政策矛盾もあり、「上から」の急速な集団方式をもちこむ改革という性格に加え、急進派による中小農場の実力占拠のもとで、彼らは接收対象を80BIHから40BIHへ引き下げようように要求したこともあり、地主層のみならず、中農層、小農をも反人民連合派へ追いやることになっていった。今日からみれば農民的土地所有への理論的軽視がみられた。

- (3) ピノチェト軍事政権による農地改革の中止軍事クーデターで政権についたピノチェト政権は、農地改革を中止し、その効果を逆転させることになる。まず、家族農場むけの土地配分下限を8 BIHから12BIHへ引き上げた。そして、改革で接收された農地の一部を旧地主へ返却すると

ともに、公的機関や財団等に委譲し、その後は競売によって民間に所有権を移転する政策を採用した。

表3-8は、農地改革接收地のこのような方法による再配分の実績をしめす。農地改革で接收された土地の38%が中小農民等へ配分され、30%は旧地主へ返却され、24%は公的機関の所有あるいは競売の対象となったのである。

表3-8 農地改革接收地の再配分

(1979年)

	農 地		B I H換算農地	
	面 積 (千ha)	(%)	面積 (千BIH)	(%)
I 全 農 地	14,599		2,082	
II 接收用地計	9,965	100.0	895	100.0
1 調 整	2,997	30.1	253	28.3
① 返 却	2,298	23.1	143	16.0
② 部分返却	699	7.0	110	12.3
2 譲 渡	2,378	23.8	115	12.9
① 非営利団体	880	8.8	42	4.8
② 農地改革公団	868	8.7	42	4.7
③ 競 売	629	6.3	30	3.4
3 再配分	3,804	38.2	502	56.1
① 農業協同組合	1,087	10.9	95	10.7
② 小 農	2,036	20.4	372	41.6
③ その他	681	6.8	34	3.8
4 未処分	785	7.9	24	2.7

資料：農地改革公団

谷本寿昌「チリ農業セクターの現状と課題」『基金調査季報』(72号、1991年11月、
海外経済協力基金(OECF)による。

3-2-2 農地改革の現状と農業構造

(1) 土地所有構造の現状

以上のような農地改革の結果、現段階における土地所有構造は、表3-9のようになる。つまり、小規模農場(6.3BIH以下1人平均20ha)は、275,642で農場数の91%を占め、農地面積の20%(BIH換算で46%)を占める。中規模農場(6.3~80BIH、1人平均416ha)は、23,322で農場数の8%を占め農地面積の34%(BIH換算で34%)を占める。大規模農場(80BIH以上、1人平均4,252ha)は、3,047戸で農場数の1%を占め、農地面積の46%(BIH換算で20%)を占めている。

このように、チリの農業構造においては、大土地所有の圧倒的土地所有へ制限が加えられ、結果として、中農層をかなり大量に形成し、かつ小農層への土地分配を重くしたのである。

表3-9 農地改革に伴う農家数と土地所有の動向

		小規模農家 (6.3BIH以下)	中規模農家 (6.3-80BIH)	大規模農家 (80BIH以上)	計
農家数(戸)	1964-65 (%)	149,853 (86)	11,335 (11)	5,657 (3)	174,845 (100)
	1980年 (%)	275,642 (91)	23,322 (8)	3,047 (1)	302,011 (100)
農地面積(ha)	1964-65年 (%) 1戸当たり平均面積	3,299 (12) 22	4,478 (16) 237	19,671 (72) 3,477	27,448 (100) 157
	1980年 (%) 1戸当たり平均面積	5,631 (20) 20	9,704 (34) 416	12,957 (46) 4,252	28,292 (100) 94
BIH換算 農地面積 (BIH)	1964-65年 (%) 1戸当たり平均面積	328 (17) 2	524 (28) 27	1,032 (55) 182	1,884 (100) 11
	1980年 (%) 1戸当たり平均面積	882 (46) 3	662 (34) 28	382 (20) 125	1,926 (100) 6

資料：農業省

(2) 農民層分解へ現段階と土地所有構造

農地改革期(1965~72年)には大農が急減し、中農(20~80BIH)が著るしく伸び、小農(5~20BIH)もやや増加する中農標準化の傾向を示めす。農地改革反動期(1972~76年)には中農が減少し、大農と小農とが増大する両極分解の傾向へ転じる。1970年代後半(1976~79年)に入ると構造変動は安定期に入り、零細農(5BIH未満)が増加する全面崩壊の傾向を示す。これに対して、1980年代(1979~1986)には、中農及び小農が減少し、大農が再び増加する上向展開の傾向に入ってくるのである。農業の資本主義化が、大農の上向化の形態をとって進められているのである。

農地改革前の1965年には、私的土地所有は、大農(2.0%)へ55.3%、中農(5.1%)へ22.5%、小農(11.5%)へ12.5%、零細農(81.4%)へ9.7%、それぞれ分配されていた。それが、農地改革を経た1979年には、私的土地所有は、大農(Large Farms、1.6%)へ21.2%、中農(Medium Farms、3.3%)へ22.3%、小農(Small Farms、20.6%)へ38.4%、零細農(Mini Fundios、74.5%)へ13.1%、それぞれ分配されている。

以上のように、大農から、中農・小農への土地所有の再分配は確実に定着したものの、零細農は依然として貧しい状況におかれていることが注目される。

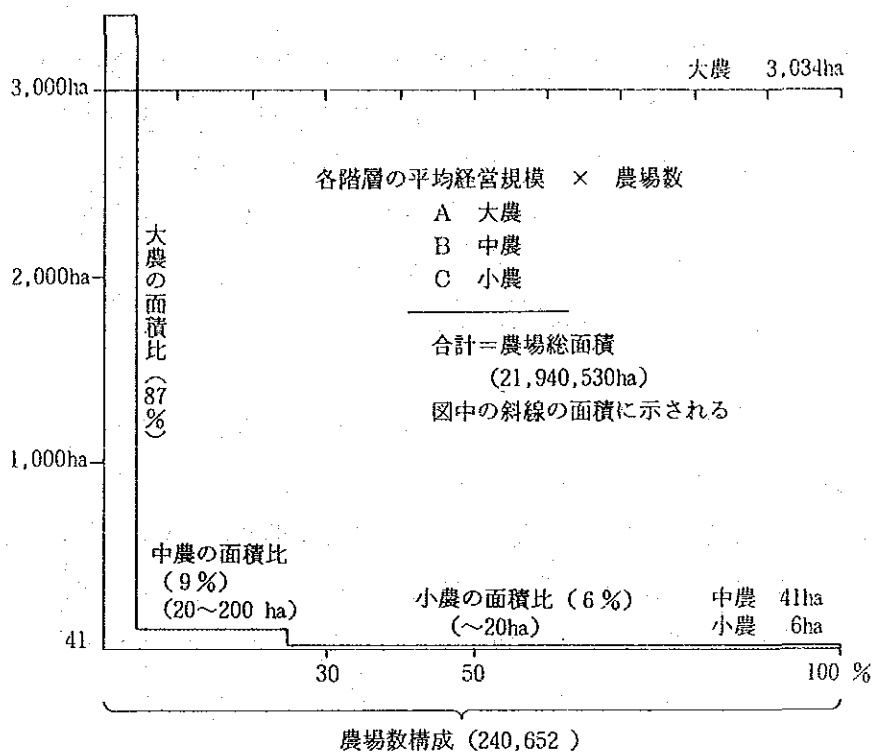
(3) パラグアイとチリの土地所有分配構造の比較

そこで、農地改革が農村福祉院(IBR)による国有地開設・植民入植政策を基軸として進められ、土地所有の社会的再分配の機能がきわめて制限されていたパラグアイにおける土地所有構造と、農地改革が人民連合政権による大農の接収とその再分配、中農層・小農層の育成として進められる経験をもつチリにおける土地所有構造とを比較検討しておきたい。

図3-3は、土地所有構造の2類型を示す。パラグアイは、典型的な土地所有の両極分解構

図3-3 土地所有構造の2類型 —パラグアイとチリの比較—

I パラグアイ農業における土地所有構造



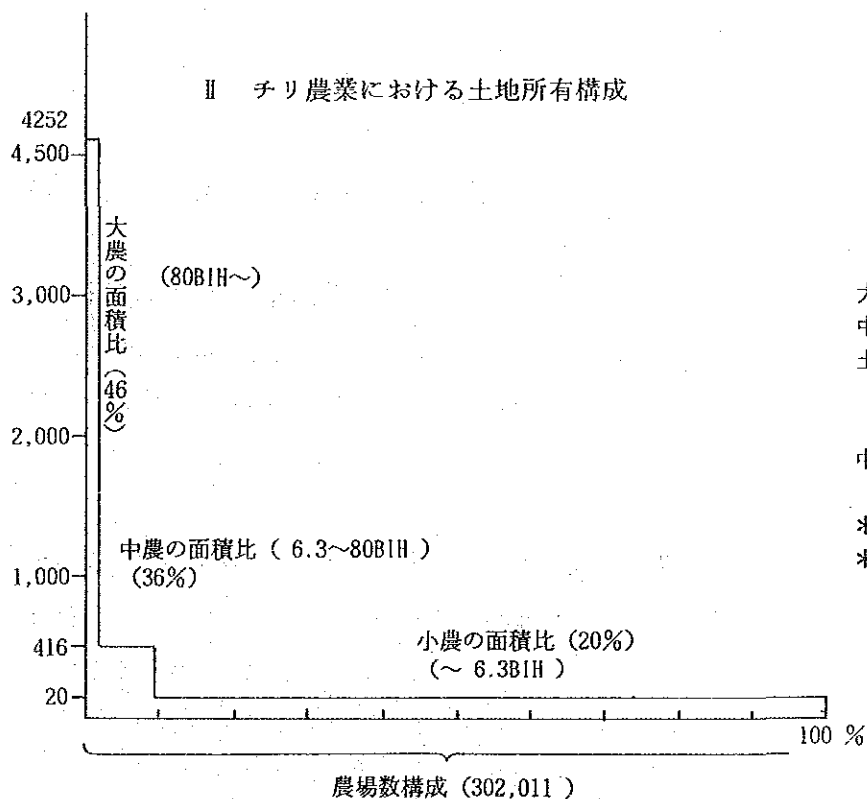
大農セクターへの
 圧倒的土地所有の
 集積

《2極化・両極分解型》

*農村の最貧困層としての
 自給的小農零細農 (ミニアンディオ、
 の大量形成

↓
 農地改革の必要数
 土地など農民の不法占拠の根拠

II チリ農業における土地所有構成



大農セクターと
 中農・小農セクターとの
 土地所有のバランス状況

《2極化のもとでの
 中小農セクター成長型》

↓
 *農地改革の一定の成果の反映
 *果樹アグリビジネスによる中
 小農契約生産の成立条件

造をしめしている。そこでは、農村の最貧困層として自給的小農・零細農が大量に形成されているのである。

これに対して、チリは、土地所有の両極分解構造を農地改革（所有再分配）によって修正し、大農セクターと中農・小農セクターとの土地所有がバランスする状況を生み出している。チリにおいては、こうした構造を前提に、多国籍アグリビジネスが、これら中農・小農セクターをも契約生産方式（Contract Farming）によって統合し、商品生産的中農・小農を大量に形成しているのである。

両国における農村社会像の大きな相違がこの点に認められる。

(4) エイルウィン新政権の民主化政策

1990年3月に発足したエイルウィン新政権は一連の民主化政策をすすめ、農業政策においては、①自由開放政策 ②社会的公正（貧困農村の開発） ③環境の維持、をかねて行っている。これは、前政権の自由開放政策を引き継ぎながらも、輸出振興政策によって伸長した中核農業地域の果樹農業等と比較して、乾燥地域や周辺地域の農村は依然として貧しく、一層の格差が拡大したため、これら貧困農村の零細農へ援助の手をさし伸べようとするものである。農牧業開発院（INDAP）がこの業務を担当している。

3-2-3 集約果樹農業の発展と中小農

(1) 輸出指向の集約果樹農業の発展と中小農

① 1980年代の農牧林業における部門間格差の拡大

表3-10は、1980年代の農牧林業における部門別生産価額と変化をみたものである。耕種農業（Cultivos）は、36%から30%へ比重を低下させている。

果樹（FRUTAS）は9%から19%へ急速に拡大している。野菜（HORTALIZAS）は9%から6%へむしろ後退した。牧畜（PECUARIOS）は40%から一担30%まで低下したのち、37%まで回復している。林業（FORESTAL）は6%から8%へ拡大している。このように、果樹農業の約2倍化する著るしい拡大がこの時期を特徴づけており、農牧林業における部門間の格差が拡大してきたのである。

この原因となるものが、海外輸出市場の動向である。表3-11は、農牧林業の部門別海外輸出価格の変化をしめす。耕種農業は14%から10%へその比重を低下させている。野菜は2%から6%へ拡大している。果樹は20%から41%へ倍化している。牧畜は5%から3%へやや減少している。林業は60%から40%へ比重を落している。こうして、輸出部門としての果樹農業は、ついに林業と並ぶチリを代表する輸出産業へと成長したのである。

このような、グローバルな市場における集約果樹農業の発展が、中核農業地域を中心として、農業の地域的再編成を進めることになった。

表3-10 1980年代における農牧林業の部門別生産価額の変化
(1980-1990)

(百万ペソ：1990年12月)

AHOS	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990
農牧林業額	644,083	590,014	473,104	489,874	620,510	692,270	861,730	908,991	896,912	955,550	895,552
穀物等	232,222	216,162	148,224	154,773	237,808	268,191	367,169	353,410	286,769	316,323	267,823
果樹	58,238	52,436	59,574	62,242	77,523	110,582	152,713	168,120	154,989	147,710	165,838
野菜	57,390	50,404	42,967	40,481	37,990	38,206	41,134	45,672	50,482	57,517	53,700
牧畜	258,763	245,474	201,256	206,638	233,142	230,593	257,535	285,862	324,135	351,385	332,986
林業	37,470	25,537	21,083	25,741	34,047	44,698	43,178	55,927	80,536	82,614	75,207

Fuente: Elaborado por DEP. Corresponde a la producción anual valorada a los precios a productor estimados para el año y actualizada por IPC.

農牧林生産物の割合
(1980-1990)

(%)

AHOS	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990
農牧林業額	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
穀物等	36.1	36.6	31.3	31.6	38.3	38.7	42.6	38.9	32.0	33.1	29.9
果樹	9.0	8.9	12.6	12.7	12.5	16.0	17.7	18.5	17.3	15.5	18.5
野菜	8.9	8.5	9.1	8.3	6.1	5.5	4.8	5.0	5.6	6.0	6.0
牧畜	40.2	41.6	42.5	42.2	37.6	33.3	29.9	31.4	36.1	36.8	37.2
林業	5.8	4.3	4.5	5.3	5.5	6.5	5.0	6.2	9.0	8.6	8.4

Fuente: Elaborado por DEP.

MA, DEP Chile Estadísticas Básicas del Sector Silvopropagadero "1980-1990", 1991による。

表3-11 1980年代における農牧林業の部門別海外輸出の変化
(1980-1990)

MILLONES DE DOLARES DE CADA AÑO

ITEMS	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990
穀物	140.7	113.8	64.4	57.6	70.0	83.8	97.7	95.6	14.3	212.5	228.6
野菜	16.8	13.1	19.6	8.4	23.6	19.4	29.8	40.6	51.2	87.4	116.6
果樹	191.0	219.5	252.0	237.9	315.1	384.6	529.4	598.9	659.8	648.2	862.8
牧畜	45.4	36.6	38.8	29.6	31.6	31.0	51.4	65.3	72.7	70.5	68.3
林業	580.2	415.1	337.0	322.9	372.8	318.1	393.6	559.7	710.7	761.9	846.4
計	974.1	798.1	711.8	656.4	813.1	836.9	1,101.9	1,360.1	1,637.4	1,780.5	2,122.7

輸出産物の農牧林業の割合
(1980-1990)

ITEMS	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990
穀物	14.4	14.3	9.0	8.8	8.6	10.0	8.9	7.0	8.7	11.9	10.8
野菜	1.7	1.6	2.8	1.3	2.9	2.3	2.7	3.0	3.1	4.9	5.5
果樹	19.6	27.5	35.4	36.2	38.8	46.0	48.0	44.0	40.3	36.4	40.6
牧畜	4.7	4.6	5.5	4.5	3.9	3.7	4.7	4.8	4.4	4.0	3.2
林業	59.6	52.0	47.3	49.2	45.8	38.0	35.7	41.2	43.4	42.8	39.9
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

FUENTE: BANCO CENTRAL DE CHILE

前表3-10と同じ。

(2) 集約果樹農業の生産と海外輸出

そこで、高度集約輸出農業を代表する位置にある果樹農業の生産と海外輸出の動向を全体として把握する。

表-12によると、チリ果樹農業の代表的品目は、生食ぶどう (45千ha)、りんご (24千ha)、なし (1.2千ha)、プラム (9.2千ha)、キウイフルーツ (9.0千ha)、もも (8.9千ha) 等である。1980-88年の伸び率でみると、なし248%増、生食ぶどう237%増、プラム149%増、りんご56%増等であり、とくに近年はキウイフルーツの伸びが顕著である。

表3-12 品目別果樹面積の変化

Species	1980	1988	%
リンゴ	15.5	24.4	55.9
キウイ		9.0	
ネクタリン	6.1	7.7	26.2
ビーツ	7.2	8.9	23.6
洋ナシ	3.3	11.5	248.4
プラム	3.7	9.2	148.6
生食ぶどう	13.5	45.4	236.9
その他	32.6	39.2	20.2
Minor Species	5.0	7.0	40.0
計	85.4	162.3	90.0

資料: GYLLEN, "Chilean Fruit and Vegetables Exports Guide" 89/90による。

表-13は、州別に見た品目別果樹園面積をしめす。果樹の中核地域は、第5州27.9千ヘクタール、首都州40.1千ヘクタール、第6州44.8千ヘクタール、第7州27.4千ヘクタールであって、この4州で140.2千ヘクタール、全国 (162.0千ha) の86.6%を占めている。我々の調査は、首都州から南へ、第6、7、8州へわたって実施された。なお、生食ぶどうに関しては、第3~4州へまで産地が広がっている。

表3-13 州別、品目別果樹園面積

Species/ Region州	(1988年4ha)											Total	
	I	II	III	IV	V	Metro	VI	VII	VIII	IX	X		
生食ぶどう	.04	(1)	4.98	7.15	11.69	11.45	7.45	2.70	.02				45.45
赤リンゴ	(1)	(1)		(1)	.08	.34	6.30	8.55	.45	.29	.01		15.99
青リンゴ	(1)	(1)		(1)	.12	.22	4.08	3.70	.20	.07	.02		8.41
ウメ	(1)			(1)	.63	2.55	2.24	1.30	(1)	(1)	(1)		6.73
プラム	(1)	(1)		(1)	.07	1.16	.93	.31	(1)	(1)			2.49
生食ピーチ	(1)	(1)	.03	.12	.68	2.20	1.52	.04	(1)	(1)			4.61
ナーチン			(1)	.12	1.49	2.05	.68	.02	(1)	(1)			4.38
ネクタリン			(1)	.03	1.55	3.12	2.99	.02	(1)	(1)			7.71
洋ナシ	.02	.03	(1)	.02	.52	1.68	3.94	5.05	.15	.04	.00		11.49
キウイ			(1)	.25	1.43	1.60	2.40	3.16	.13	(1)			9.00
小計	1.14	.05	6.36	9.78	26.53	38.60	44.13	27.01	1.20	.47	.10		155.39
Minor Species	.14	.03	.13	.77	1.38	1.50	.67	.42	.60	.34	.57		6.56
計	1.28	.08	6.49	10.55	27.91	40.10	44.80	27.43	1.80	.81	.67		161.95

Notes: (1) Less than 10 hectares

(2) Totals might not add up due to rounding of figures

表3-12に同じ。

表3-14は、主要果実の海外輸出量をしめす。生食ぶどう349.9千トン、りんご347.3千トン、なし62.7千トン等である。表3-15は、主要果実の輸出先市場をしめす。アメリカ合衆国及びヨーロッパの2大市場が85.9%を占めている。

表3-14 主要生食果実の海外輸出量の変化

(単位：千トン)

果物	1983	1984	1985	1986	1987	1988
リンゴ	179.3	208.4	202.8	312.8	331.2	347.3
ぶどう	149.9	178.4	231.5	231.3	271.5	349.9
キウイ				.9	2.8	8.3
レモン	3.0	1.1	8.0	5.1	2.3	1.3
ネクタリン	13.4	18.3	26.9	29.9	31.7	36.0
ピーチ	2.9	5.0	6.7	9.2	12.7	16.8
洋ナシ	20.1	27.9	30.5	45.0	44.7	62.9
プラム	5.6	8.8	16.5	19.2	24.7	26.1
計	374.2	447.9	522.9	653.4	721.6	848.6

表3-15 主要生食果実の輸出国

(単位：千ケース)

輸出国	1986/87	1987/88	1988/89
アメリカ	37,430	45,081	43,923
ヨーロッパ	22,097	32,500	32,413
中央アジア	6,545	7,627	6,974
その他	5,767	5,493	5,593
計	71,839	90,701	88,903

Note: The season goes from September 1 through August 31.

さらに表3-16は、カソリック大学農業経済学科の経済分析によって、りんごの季節別月別の輸出量をしめす。収穫期である秋の3～5月に続いて、冬の6～7月の輸出量もかなりの量に達する。北半球では、この時期早生りんごの出荷前であり、前年の貯蔵りんごは底をつき、価格が上昇する品薄期である。こうして、高い収益性がもたらされる。

表3-16 リンゴの月別輸出品

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	計	%計
アルマニア	-	-	-	-	-	-	-	7,337	661,630	413,625	14,178	-	1,096,770	6.25
オランダ	-	-	-	-	-	-	-	126,455	2,048,820	1,369,541	477,590	-	4,022,406	22.93
ベルギー	-	-	-	-	-	-	-	27,205	129,267	323,222	8,743	-	488,437	2.78
フランス	-	-	-	-	-	-	-	2,555	231,473	96,375	226,553	-	556,956	3.17
英国	-	2	-	-	-	-	21	21,761	789,999	377,582	122,224	146,539	1,458,128	8.31
スイス	-	-	-	-	-	-	-	-	2,058	-	-	-	2,058	0.01
イタリア	-	-	-	-	-	-	-	24,350	539,688	241,343	14,454	-	819,835	4.67
スウェーデン	-	-	-	-	-	-	-	18,852	211,901	87,402	45,094	-	363,249	2.07
スペイン	79,344	-	-	-	-	-	-	1,690	251,037	55,966	70,904	-	458,941	2.62
ポルトガル	-	-	-	-	-	-	-	-	13,034	-	18,914	-	31,948	0.18
小計 ヨーロッパ	79,344	2	-	-	-	-	21	230,205	4,878,907	2,965,056	998,654	146,539	9,298,728	52.99
アメリカ	12,000	4,900	2,150	-	-	-	-	147,279	375,909	793,600	83,027	11,930	1,430,795	8.15
プエルトリコ	15,741	-	-	-	-	-	-	2,559	-	34,345	37,807	-	90,452	0.52
パナマ	12,795	10,903	4,226	-	-	-	-	6,318	10,963	50,215	450	2,929	98,799	0.56
小計 北アメリカ	40,536	15,803	6,376	-	-	-	-	156,156	386,872	878,160	121,284	14,859	1,620,046	9.23
ボリビア	40,533	473,000	61,428	41,600	33,132	6,920	850	6,809	17,970	7,568	23,847	16,718	304,675	1.74
ブラジル	-	645	23,000	39,707	12,277	680	-	-	-	7,970	60,052	52,840	197,171	1.12
エクアドル	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0.00
ペルー	-	-	-	-	-	-	-	19	-	-	-	-	19	0.00
ベネズエラ	1	-	1	1	1	-	1	-	-	-	-	-	5	0.00
コロンビア	173,530	39,700	112,481	81,905	-	-	-	37,161	118,526	133,328	166,014	164,842	1,027,487	5.86
パラグアイ	-	1,995	960	1,050	2,560	-	-	-	2,880	-	-	-	9,445	0.05
小計 南アメリカ	214,064	89,640	197,871	164,263	47,970	7,600	851	43,989	139,376	148,866	249,913	234,400	1,538,803	8.77
サウジアラビア	361,293	425,731	-	-	-	-	-	76,843	746,064	317,913	356,190	327,255	2,611,289	14.88
アラブ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	155,047	238,178	-	393,225	2.24
クウェイト	74,032	-	-	-	-	-	-	-	305,560	-	363,266	-	742,858	4.23
ホンコン	191,298	-	-	-	-	-	-	-	83,082	224,198	-	124,427	623,005	3.55
シンガポール	22,800	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	26,592	49,392	0.28
フィリピン	27,456	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	27,456	0.16
マレーシア	25,440	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21,552	46,992	0.27
台湾	-	-	-	-	-	-	-	-	-	53,969	-	148,512	202,481	1.15
タイ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	816	-	-	816	0.01
小計 アジア	702,319	425,731	-	-	-	-	-	76,843	1,134,706	751,943	957,634	648,338	4,697,514	26.77
リビア	-	-	-	-	-	-	-	-	157,038	210,000	-	-	367,038	2.09
小計 アフリカ	-	-	-	-	-	-	-	-	157,038	210,000	-	-	367,038	2.09
フレンチポリネシア	4,009	1	3,475	-	-	-	-	441	4,975	6,583	4,896	1	24,381	0.14
小計 オセアニア	4,009	1	3,475	-	-	-	-	441	4,975	6,583	4,896	1	24,381	0.14
計	1,040,272	531,177	207,722	164,263	47,970	7,600	872	507,634	6,701,874	4,960,608	2,332,381	1,044,137	17,546,510	100.00

FUENTE : Servicio Agrícola y Ganadero Elvora de por Departamento de Economía Agraria Universidad Católica de Chile.
 資料 : "Panorama Económico de la Fruticultura 89-90" Univeorsidal Catolic d Chile, 1990による。

表3-17は、世界果実市場（落葉果樹）におけるチリの位置をみたものである。チリは南半球では42%の比重をもち、北半球を合わせた世界全体でも13%の比重をもつ有力な輸出国として登場してきたのである。南半球の国々に占める比重はりんごで31%、なしで23%、生食ぶどうで80%、もも・ネクタリンで92%のシェアをもつに至っている。

表3-17 世界果実市場におけるチリの割合
(1985~1986)

(単位：1000トン)

	Apples %	Pears %	Tablegrape %	Peaches & Nectarines %	Total Hemisphere %	Total World %
南半球						
アルゼンチン	215.00 26	70.00 36	1.20 -	1.00 3	287.20 21	6
オーストラリア	25.00 3	30.00 16	5.00 2		60.00 -	1
チリ	260.00 31	45.00 23	230.00 80	35.00 92	570.00 42	13
ニュージーランド	130.00 16	2.50 1	.05 -	1.50 4	134.05 10	3
南アフリカ	200.00 24	45.00 23	50.00 17	.50 1	295.50 22	7
その他	3.00 -	1.00 1	1.50 1		5.50 -	-
小計 南半球	833.00 100	193.50 100	287.75 100	38.00 100	1,352.25 100	30
北半球	(1985season)					
フランス	650.00 41	90.00 27	30.00 5	30.00 6	800.00 26	18
ギリシア				64.00 12	64.00 2	1
イタリア	380.00 24	120.00 36	500.00 78	400.00 74	1,400.00 45	31
オランダ	160.00 10	65.00 19			225.00 7	5
ポーランド	190.00 12				190.00 6	4
スペイン		30.00 9		20.00 4	50.00 2	1
アメリカ	220.00 14	30.00 9	110.00 17	24.00 4	384.00 12	9
小計 北半球	1,600.00 100	335.00 100	640.00 100	538.00 100	3,113.00 100	70
計 世界	3,500.00 100	650.00 100	1,400.00 100	620.00 100	4,465.25 100	100
世界市場の中でチリのしめる割合	7%	7%	16%	6%	13%	

こうしたチリの国際競争力を支えているのは、表3-18のような生産コストの低廉性である。これは①果樹生産に適する地中海性気候、乾燥と温暖の比較差の大きさ等により、②病虫害の発生が抑制され、農薬等の資材費が抑制される。③外国資本が参入し、技術移転がすすみ、家族農業によって高い技術水準が受容され、省力と高品質が確保される。④雇用労賃がきわめて安い。⑤土地の地価・地代が安い等の条件を基礎としている。

さらに、国家の輸出農業促進政策によって支持された結果、さきのように集約果樹農業の発展がもたらされたのである。

表3-18 欧米市場等におけるチリ産とニュージーランド産の果物の価格

(米ドル/kg)

		米 国 市 場		欧 州 市 場		日 本 市 場	
		ニュージーランド産	チリ産	ニュージーランド産	チリ産	ニュージーランド産	チリ産
リンゴ	生産コスト	0.35	0.06	0.35	0.06		
	流通加工等	0.71	0.72	0.74	0.78		
	市場価格	1.07	0.78	1.09	0.84		
ナシ	生産コスト	0.54	0.26	0.54	0.26		
	流通加工等	1.34	0.60	0.86	0.69		
	市場価格	1.88	0.86	1.40	0.95		
キウイ	生産コスト	1.45	0.62	1.45	0.62	1.45	0.62
	流通加工等	1.21~1.48	0.92	1.27~1.69	1.31~1.40	1.12~1.25	1.75
	市場価格	2.66~2.93	1.54	2.72~3.14	1.93~2.02	2.57~2.70	3.23

資料：国家開発公社

(3) パンアメリカンハイウェイ集約果樹地域の形成

以上のような集約果樹農業の発展は、きわめて限られた地域に密度の高い産地を形成することになる。

図3-4は、首都サンティアゴから、国道5号線、いわゆるパンアメリカンハイウェイに沿って、中央かんがい耕地に広がる集約果樹地域をモデル的に示したものである。このフルーツベルトは、首都州のブイン近郊から開始され、第6州のランカグア・レンゴア・サンフェルナンドの最も果実選果場（Packing House、同図中のPで企業名と共に示す）が集中立地している地域に接続し、さらに第7州のクリコ・モリーナから、さらにリネラスまで展開している。第8州はチジャン周辺にもフルーツベルトの先端が及んでいる。

パッキングハウスは、一般に半径50キロメートルの果実集荷圏を持つとされるので、図中の円で示したフルーツベルトの幅はせいぜい40~50キロメートル位であろう。なお、作図にあたって、CIREN“Catastro Fruticola Nacional, Region Metropolitan, VI, VII, VIII”1990~1991による都（Provincia）・集落（Compania）別の果樹園面積の統計を参考とした。

なお、このフルーツベルトの外周部は、乾燥地域として、自給的な小農・零細農が生活している貧しい地域となっている。

図3-19は、パンアメリカンハイウェイ集約果樹地域における経営耕地面積規模別農場数及び果樹園面積を示す。首都州から第6、7、8州の4州合計で見ると、果樹農場数6,998のうち大農（100ha以上）は12.6%、中農（20~100ha）が33.7%、小農（5~10ha）が39.5%、零細農（~5ha）が14.2%を占め、中農及び小農が主要な担い手階層となっていることが知れる。

これを各階層に属する果樹園面積で見ると果樹園総面積116,848ヘクタールのうち、大農は38.3%、中農は49.7%、小農は14.6%、零細農は1.3%である。果樹農業の担い手は、中農・小農及び大農下層の中間的規模の農民層（10ha~200ha）であることが明らかである。いわゆる家

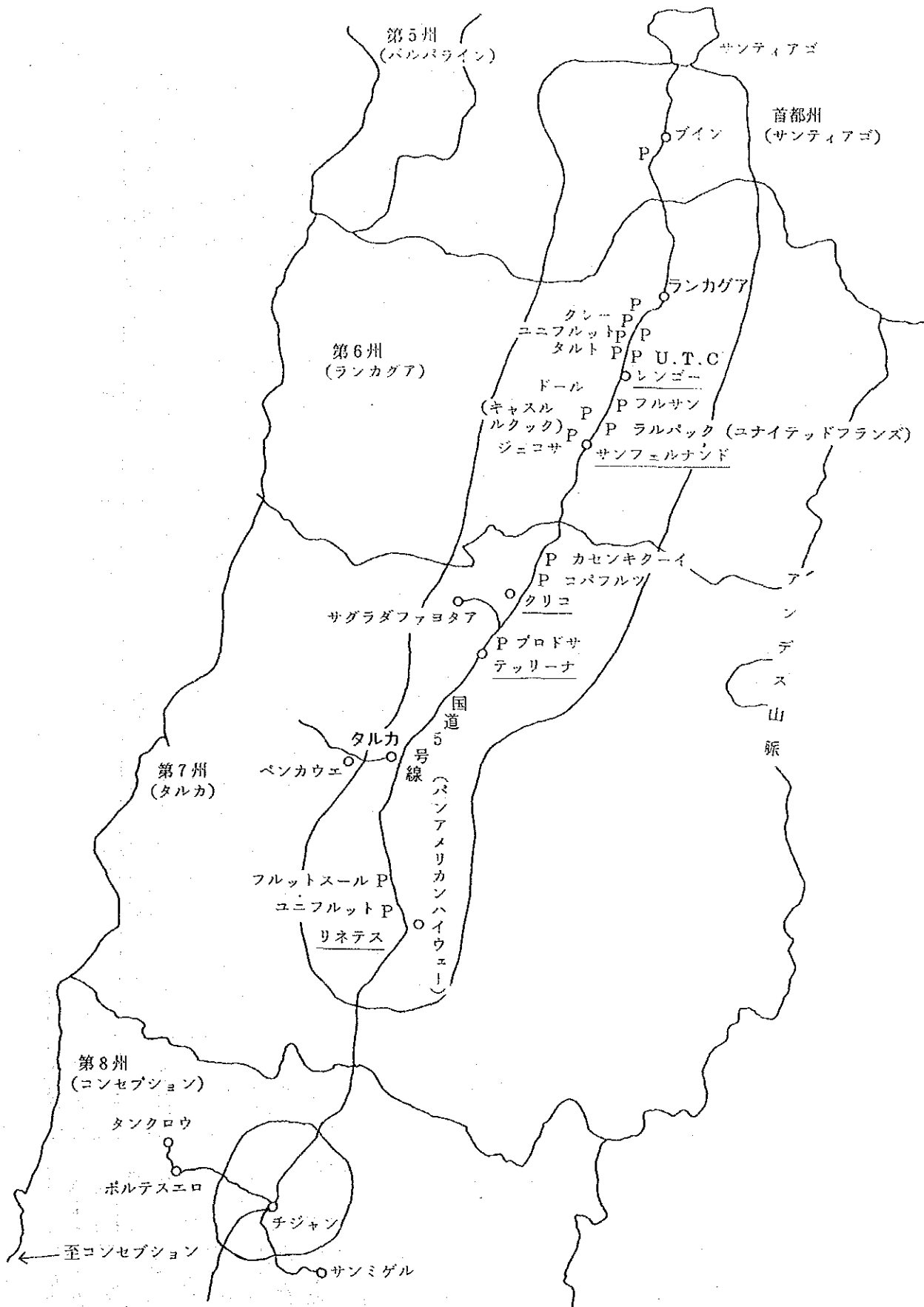


図3-4 中央かんがい耕地に広がるパンアメリカンハイウェイ集約果樹地域と小農地域
 注: Pは主な果実選果場 (Packing House) の所在を、円は半径50kmの集荷圏をしめす。

表3-19 サンティアゴ南集約果樹地域における土地面積別果樹農場数と果樹園面積

経営耕地面積 規模区分	首都州 (サンティアゴ)		第6州 (ランカグア)		第7州 (タルカ)		第8州 (コンセプシオン)		合計 (首都州~第8州、4州)			
	農場数	果樹園面積	農場数	果樹園面積	農場数	果樹園面積	農場数	果樹園面積	農場数	果樹園面積	樹成比	樹成比
容	8	2	3	1	1	0.2	0	0	12	3.2	0.2	0.0
細	50	25	152	147	9	5	2	1	374	316	5.3	0.3
農	103	86			37	33	21	19	258	380	3.7	0.3
	111	160	95	147	33	56	19	17	191	389	2.7	0.3
	81	162	69	152	24	60	17	15	156	411	2.2	0.4
	76	207	52	139	19	57	9	14	(991)	(1,499)	(14.2)	(1.3)
(小計)	(429)	(642)	(371)	(586)	(123)	(205.2)	(68)	(66)				
小	597	2,541	498	2,388	149	718	46	93	1,290	5,740	18.4	4.9
農	453	3,866	604	4,899	356	2,449	59	141	1,472	11,355	21.0	9.7
(小計)	(1,050)	(6,407)	(1,102)	(7,287)	(505)	(3,167)	(105)	(234)	(2,762)	(17,095)	(39.5)	(14.6)
中	517	9,051	579	10,618	301	4,998	89	463	1,486	25,730	21.2	22.0
農	250	8,857	324	11,671	225	6,552	75	643	874	27,717	12.5	23.7
(小計)	(767)	(17,908)	(903)	(22,289)	(526)	(11,550)	(164)	(1,106)	(2,360)	(53,447)	(33.7)	(45.7)
大	132	6,868	144	8,907	148	6,392	64	810	488	22,979	7.0	19.7
農	101	6,178	57	3,151	46	3,476	43	476	247	13,181	3.5	11.3
	24	1,225	21	1,277	20	1,037	8	105	73	3,644	1.0	3.1
	18	1,090	12	803	10	309	5	45	45	2,247	0.6	1.9
	11	520	5	1,703	7	290	1	12	24	2,525	0.3	2.2
	3	187	0	0	3	31	2	13	8	231	0.1	0.2
(小計)	(289)	(16,068)	(239)	(15,843)	(234)	(11,535)	(123)	(1,461)	(885)	(44,807)	(12.6)	(38.3)
合計	2,535	41,519	2,679	46,040	1,388	26,460	460	2,865	6,998	(116,848)	100.0	100.0

資料：CIREN (Centro de Informacion de Recursos Naturales), Catestro Fruticola Nacio mol Region Metropolitana 1989-1990, 1990, VI Region 1990, 1991, VII Region 1990, 1991, VIII Region 1991, 1991による。

注：経営耕地には、表出した果樹園以外のものが含まれている。

族農場 (family farm) 及びその拡大された企業的雇用型家族農場が担い手像として描かれるのである。

とくにこうした傾向は、首都州及び第6州で顕著であって、中農・小農セクターによる果樹園所有率は、首都州で62%、第6州で66%に達する。同率は、第7州で56%、第8州で49%と若干低落し、その分大農セクターの比重が増している。

(4) 多国籍アグリビジネスによる契約生産と中小農民の統合

以上のようなパンアメリカンハイウェイ集約果樹農業の発展をもたらした資本条件は、1980年代の徹底した自由開放政策のもとで、アメリカ合衆国等の外国資本の受入がまったく自由化され、多国籍果樹企業の形態で現地進出が行われたことによっている。これらの外国企業にとって、土地所有権の取得についても何んらの制限が加えられなかった。国道5号線に展開するパッキングハウスの林立はこうしてもたらされた (図3-4参照)。

表3-20は、多国籍果樹企業による輸出市場の掌握の状況を示す。これら上位6社によって、輸出総量の50~60%を占める。第1位のクルトは、イタリア系移民のクルト民の個人企業である。第2のスタンダードは、ドールブランドを販売するアメリカ資本のキャスル&クック社による100%資本所有の在チリ子会社である。第5位のフルバックは、これもチキータブランドで販売するアメリカ資本のユナイテッド・ブランズ社の100%資本所有の在チリ子会社である。

我々が現地調査で訪問した第7州モリーナ近郊のプロドサ (Prodosa, 1992年操業開始も、資本金3,500万ドルの86%をカリフォルニア州の個人資本家が出資している。

表3-20 チリの多国籍果樹企業による果実輸出市場の掌握

	果 樹 輸 出 企 業 名	資 本 系 列	輸出果実ケース数 (万ケース)
1	クルト	イタリア系	1,400
2	スタンダード (ドール、キャスル&クック)	アメリカ資本	1,200
3	ユニフルッテ	イタリア系	900
4	U. T. C.	アラブ系	800
5	フルバック (ユナイテッド・ブランズ)	アメリカ資本	750
6	コペフルーツ	農 協 系	600

資料：コペフルーツ社による資料提供、輸出果実ケース数は推定。

これらの多国籍果樹企業は、ハイウェイ沿いの選果場 (Packinghouse) を基軸として、集荷園50~80キロ圏内に約500前後の中規模農民を中心とする果樹農場を契約生産 (Contract Farming) によって、垂直的に統合 (Integration) しているのである。図3-5は、契約生産システムを示す。

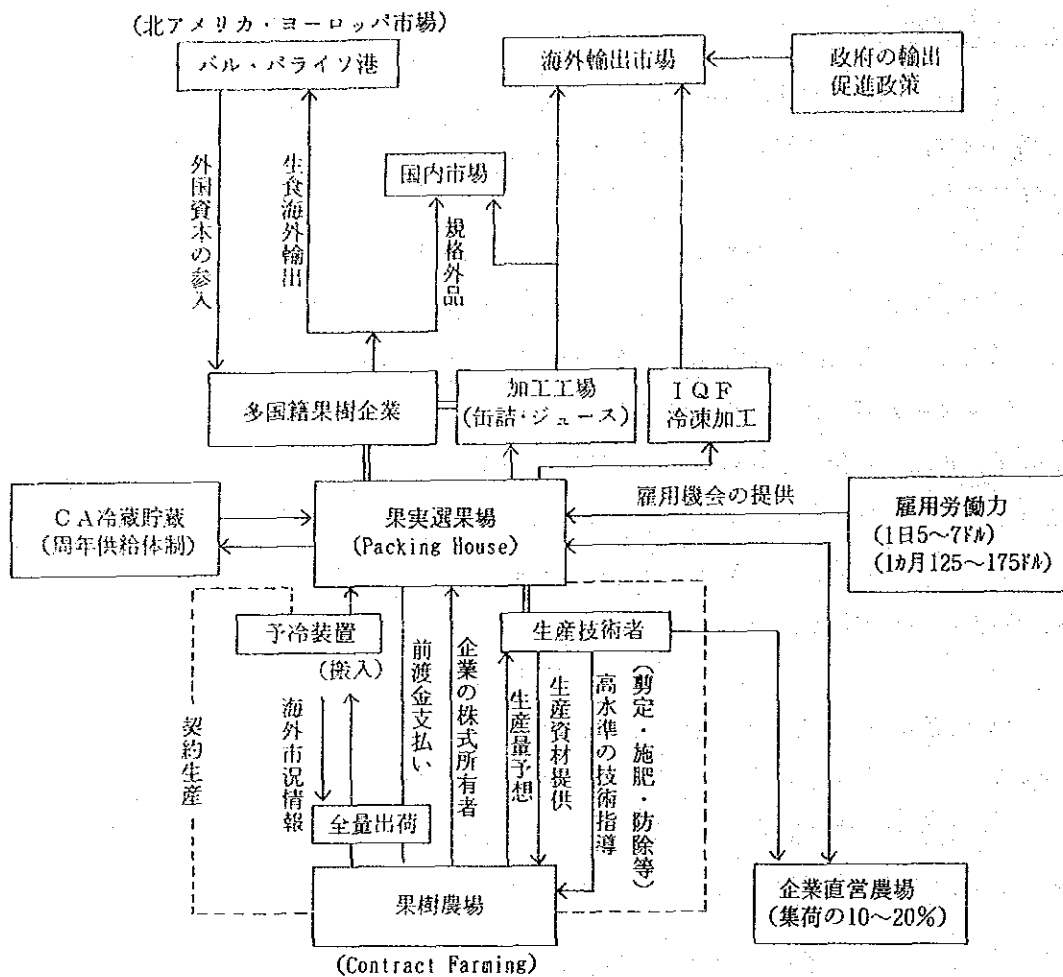


図3-5 多国籍果樹企業による果樹農場への契約生産システム

①契約農場は、全量を出荷する義務を負う。②契約農場に対しては、前渡金が支払われ出荷と市況に応じて精算される。③契約農場には海外市況情報が提供される。④契約農場はしばしば企業の零細株式所有者とする。⑤企業は生産技術者を通じて高水準へ技術指導をおこなう。それは、剪定・施肥・病虫害防除の詳細な方法にも及ぶ。⑥企業は、生産資材を提供する。⑦契約農場は生産予想量を報告し、それを基礎に輸出戦略が立てられる。このように、コントラクト・ファーミングを通じて、中農・小農も最新の合理的な技術と経営を獲得することができる。

しかし、契約農場はいわば企業の統合された生産部に類似する性格をもち、商品生産者としての自立性を失う。なお企業は直営農場を所有することもあるが、その生産量は全体の10～20%程度である。

企業はまたCA冷蔵庫、加工場（缶詰・ジュース）、IQF (Individual Quick Frozen) 冷凍加工装置などをもちコングロマリットの性格をもつ。同時に大量の雇用機会を提供することになる。

選果などの雇用労働力は女性が主体である。その雇用労賃は1日5～7ドル（1ヶ月で125～175ドルに及ぶ）。最低賃金（36,000ペソ約100ドル）をかなり越える水準にある。小農・零細農・都市・農村の労働者にとって、重要な職場となる。第7州のクリコ市の人口も増加した一つの理由である。

企業は、規格外の品質の主なものは国内市場へふりむけるが、主体は海外市場へ直接輸出する。貨物船のチャーター等も各企業で直接行っている。

こうして、多くの中農・小農及び大農が多国籍アグリビジネスによって統合されているのである。

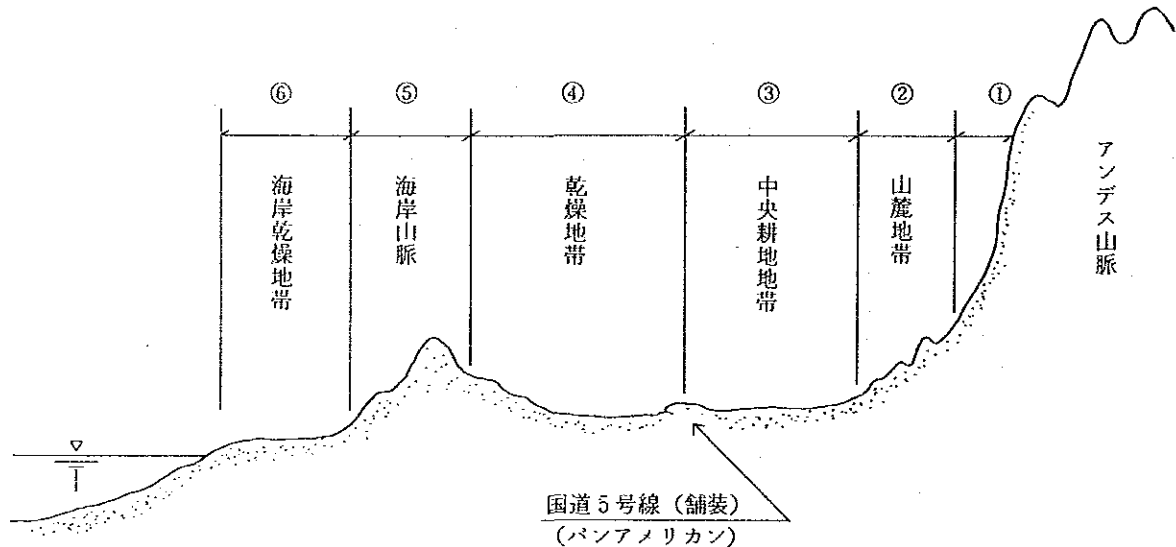
3-3 農村の概要

今回の調査はチリの第7、8州のチジャン市周辺のサンミゲル地区マユ・デルモ集落、チジャン市西方のリウオウラ地区、第7州のタルカ市近郊ペンカウエ地区フィガロア集落を対象に行われた。

東のアンデス山脈から西の太平洋岸にかけて、図3-6に示すように6つの地域に区分されている。

アンデス山脈の麓に広がる山麓地帯は、標高300-1000メートルの乾燥した地域であり、自給的・伝統的な小農・零細農の集落が存在する。国道5号線（パンアメリカンハイウェイ）の東に位置する中央耕地地帯は、かんがい可能な土地で果樹の集約栽培が行われ、近代的な中農、小農へと再編されている。西側は海岸山脈方向に乾燥地が広がっている。

図3-6



3-3-1 第8州チジャン市周辺サンミゲル地区マユデルモ集落

(1) マユ・デルモ地区の概要

本地区は、チジャン市から南東約40キロメートルに位置し、地帯区分としてはアンデス山麓地帯となっている。国道5号線から東へ僅か20キロメートル山側へ入ったところであるが、現地の周辺は起伏に富んだ地形となっており、かんがい施設は全くなく天水による小麦等の伝統的な作物が栽培されている。当地での問題は、財産分与による農地の細分化であり、平均1.5ヘクタールの所有面積となっていた。

土地利用としては、1年目小麦、2年目及び3年目天然草地という3年輪作体系となっている。また、土地が上記の理由により年々小さく狭くなってくるため、土地を提供する者や労働力を提供する者、資金を提供する者などによる共同営農（メデイェリア・システム）が行われ

ている。

土壌はトゥルマオと称される火山灰土壌で、非常に細かなシルト状を呈しており、ちょっと歩いただけで土ほこりが立ち上がる状態であった。近くの農家の井戸を見せて頂いたが、水位は地表面から約12メートル程度とやや深かった。かんがいのためには100メートル程度の深井戸が必要であろう。

(2) 小農の現状

表3-21は、サンミゲル地区マユ・デルモ集落の小農・土地なし農民の生産状況である。この地域では、約12ヘクタール以下の農民はトラクターを所有していない。チジャンから北では馬耕する農民が約20万人、南では牛耕する農民が20万人に達する。これら地域では土地の劣化・エロージョンがとくに深刻である。

表3-21 第8州サンミゲル地区マユ・デルモ集落の小農の生産

農場番号	経営耕地面積	作付耕種作物	耕転手段	家畜飼養		
				馬	牛	羊
1	16 ha	小麦3 ha、大麦1 ha、豆1.5ha計5.5 ha作付、残りは休閑草地。	馬耕	1	1	8
2	1.5	小麦・大麦・ばれいしょを自給用に生産。	"	1	1	7
3	土地なし	刈り分け借地(ミディオ)を3.4haしている。収穫も折半する。	"	1		

資料：チジャン東方の山麓乾燥地域(ブレコルデラ)における聞き取りによる(1992)

この集落には、6年前に「コミティ・マユ・デルモ」という零細農による生産者組合が約30万人で組織され、普及員の生産技術指導を受けるようになった。その代表者のジャブランカさん(①)は、16ヘクタールの農地を所有しているが、作付作物は、小麦3ヘクタール、大麦1ヘクタール、豆1.5ヘクタールの合計5.5ヘクタールに制限されている。残りの土地は休閑地の草地とし、3年に1回のローテーションで麦を作付しないと麦の収量が落ちるので、作付面積を拡大することはできない。

耕転手段は馬耕であり、馬耕直後の畑をみせてもらったが大変に乾燥していた。他に牛1頭羊8頭がいる。

クアルピア(②)さんは、1.5ヘクタールの農地を所有しているのみの零細農で、小麦・大麦・ばれいしょを自給用に生産しているのみである。馬耕を行い、牛1頭羊8頭がいる。2人もやせていた。

エンリケスさん(③)は、土地なし農民で最近都市部から移り住むようになった。都市に住

んでいたもので肉付きがよい。今は「ミディオ」と呼ばれる一種の刈り分け借地を（3～4ヘクタール行っている。これは、土地や馬・種子・労働力を地主と出し合うもので、その提供度合に応じて収穫物を分けあう（折半）ものである。いわば、素朴な「分益小作農」(Share Cropping)の形態である。馬は1頭所有している。

ジャブランカさん(①)は、小麦を1ヘクタール当り30～50袋(1袋約80kg)約2,400キログラムの収量をあげている。この小麦は販売したいのだが、肥料等の前借りの返済にあて、手本には自給用しか残らない。1ヘクタール当りの小麦所得は7万ペソ位である。

農地の価格は1ヘクタール当り50万ペソ、水利があると1ヘクタールあたり100万ペソ位で取り引きされている。この地域の一番の問題点は雇用機会が少ないことであり、唯一の雇用機会はビートの収穫に雇用される位のもので、1日で800ペソ～1,200ペソ位の農業労賃である。

日常的な小農の食事は、パン(小麦)、いも(ジャガイモ)、ポロト豆を主体とし、鶏、豚、野うさぎ等を食べている。

3-3-2 第8州チジャン市西方リウオウラ地区

(1) リウオウラ地区の概要

本地区は、チジャン市から西方の乾燥地帯に位置しているが、海岸山脈を越えかなりの辺境地地といっても過言ではないところであった。当地の山は、当時の輸出指向による小麦の栽培が山頂付近まで栽培されており、このためエロージョンが発生して環境上大きな問題となりそのような様相を呈している。

この付近の小農家の農地の所有面積は小さい農家で約7ヘクタール、借地している農家は約20ヘクタールとなっている。農家は上記エロージョン対策として不耕起栽培を行ったり、収穫期間の長い冬小麦に替えて春小麦を栽培したり、各種の工夫を凝らしている。

土壌は、アンデンス山麓地帯と同様に火山灰土壌となっており、非常に微細な粒子で、降雨が80mm/dayもあると表土流出が激しい。年間降雨は約640ミリと山麓部に比べて少ない。

(2) 小農の現状

表3-22はリウオウラ地区の大農と小農の生産状況である。この地域は、かつてのスペインの古い移居地であり、アメリカへ向けての小麦輸出のため略奪農法が行われ、今日では荒廃した乾燥地域となっている。マリヤ・クリスティーナ・ゼバージョさん(①)は3～4世代続いた、大農地主で、200ヘクタール土地を所有し、そのうち100ヘクタールは借地農民へ貸付、100ヘクタールを自作している。作付作物は、春播き小麦が中心で小麦と牧草との2年ローテーション方式で作付している。エロージョン防止のための不耕起栽培法を採用した。小麦収量は、かつて1ヘクタールあたり4,000～5,000キログラムもあったが、現在では1,000～3,000キログラム程度へ落ち込んでいる。

表3-22 第8州チジャン西方の大農と小農

農民 番号	区 分	土地所 有地(ha)	自作地 (ha)	借入地 (ha)	貸付地 (ha)	作 付 作 物	耕 耘 方 式	家畜飼養		雇 用 労働力
								牛		
1	大 農 地 主	200	100	—	100	春播き小麦、牧草との ローテーション (小麦-牧草-小麦)	エロージョン防止のため 不耕起栽培法を採用 (小麦収量やや回復)	1	牛耕	5 名
2	借地農 (小麦)	7	7	12	—	小麦(2ha)作付 レンズ豆・大麦を自給 用生産	小麦作付後は地力回 復のため3年間休閑。 25%の作付率。	1	牛耕	

資料：チジャン西方の乾燥地域（旧小麦輸出・地力略奪農法地域）における聞き取りによる（1992年）。

家畜は牛を1頭飼い、牛耕を行っている。雇用労働力は5名を雇用している。自給用にぶどう・りんごを栽培し、ワインも自家生産している。

借地農(②)は、自作地7ヘクタールにマリヤさんからの借入地12ヘクタール、合計19ヘクタールを経営する小自作小農である。作付作物は、小麦を2ヘクタール、その他にレンズ豆・大麦を自給用に生産している。小麦作を1年すると、その後は地力回復のために3カ年間の休閑とする。作付率は25%にすぎない。牛を1頭飼養し牛耕をする。

この地域は、年間640ミリの雨量のほとんどが冬期間に集中し、夏期6カ月は雨がほとんどない乾燥期となる。

農地の価格は1ヘクタール当り7~10万ペソと著しく低い。森林会社がユーカリ植林のためかなりの面積を買収して、1ヘクタールあたり30万ペソにまで値上りした農地もあるという。

マリヤさんの母は9人の子供がいたが娘一人がこの地に残り、他の8人は離村している。マリヤさんは独身で後継者もいない。この地域は過疎化が著しく進行している。

3-3-3 第7州タルカ市近郊ペンカウエ地区

(1) ペンカウエかんがい事業

この事業は、クローラ川が国道5号線と交差する地点から上流約7キロメートルの地点に取水口を設け、取水量 $12\text{m}^3/\text{s}$ を約70キロメートルの用水路で導水し、もって1万2,000ヘクタール（受益農家数450人）かんがいするもので、1991年から総額18百万ドルで事業を開始、1993年に完了予定としている。

かんがい予定地区は、エスビーという乾燥地帯特有のかん木が生えており、冬小麦を中心に栽培されてきたが、このかんがい事業により果物等の作物が導入できるとしている。また、この地区は他の地区と比較して道路インフラが整備されているため流通の点で有利である。

かんがい事業は、法律18450号に基づいて実施されているが、国が75%の補助を行い、県、市町村は負担せず、農家が残る25%を負担している。政府側としては、幹線施設のみ施工し、農家は農場内における計画表を作成しINDAPの審査を受け採用されればクレジットを受け取る

ことができる仕組みとなっている。

クレジットの返済方法は、利率約5%で25年間（据置期間4年間含む）返済となっている。

(2) 小農の現状

第7州の州都タルカ市から西方へ入るD地域の乾燥地域のペンカウエ市フィゲロア集落の農民層構成は表3-23のようである。625人のうち503人、80.5%が5ヘクタール未満の零細農であって、乾燥地域の零細農が集中している地域である。土地の細分化が著しく進みこのような状況になった。作付作物は、小麦・ポロト豆、トウモロコシ、スイカ、メロン、野菜などで、残りは自然草地になっている。

現在、農牧業開発院（INDAP）が中心となって、地域農村開発を進めている。中軸は「ペンカウエかんがいプロジェクト」であり、運河の完成によって、ペンカウエ・バレーの1万2,000ヘクタールのかんがい可能地を創出する予定である。それによって、零細農でも野菜・果樹を生産できるようになる。また野菜・果実の集荷・冷凍加工プラントの建設も計画中である。

表3-23 第7州タルカ近郊ペンカウエ市フィゲロア集落の小農

基礎かんがい地（BIH） による経営耕地面積区分		農 場 数	農業土地面積
零 細 農	2 ha未満	479	183
	2～5	24	57
	5～10	27	121
小 農	10～20	22	223
	20～30	15	243
中 農	30～40	2	48
	40～50	7	129
大 農	50～100	7	193
	100BIH以上	42	5,538
合 計		625	6,635

資料：タルカ市普及所での聞き取りによる。

INDAPは、零細農の振興を目的として活動している。零細農とは、①12BIH未満の土地しか所有していない。②資本を8万ドル未満しか所有していない。③土地を利用して生活しているの条件を満たす者をすべて対象としている。

今後、乾燥地域における零細農振興のために、かんがい水利プロジェクトを中心とする開発計画が重要となっている。

の条件を満たす者をすべて対象としている。

今後、乾燥地域における零細農振興のために、かんがい水利プロジェクトを中心とする開発計画が重要となっている。

3-4 農業開発への考察

3-4-1 農業

アンデス山脈山麓の山間部や海岸山脈の半乾燥丘陵部の農業の現状を見て、また、零細農民から聞き取り調査を行った結果、アンデス山脈山麓の山間部においては、①表土が浅く、ほとんどが緩傾斜地で土壌侵食を招きやすい。②土地が痩せていて連作すると、収穫量が大幅に低下するため、小規模農家であっても休耕やローテーションを要する。③作物は、小麦が中心で自家消費用のジャガイモ等が栽培されているが品目が少ない。④資金力がないため機械が購入できず、人力・牛馬による耕作が行われているほか、必要な種子や肥料の購入が十分できない等数多くの問題を抱えている。他方、海岸山脈の半乾燥丘陵部においても、①傾斜が比較的急で、機械が使えず人力と牛耕で農作業が行われているほか、エロージョンが激しい。②作物は、小麦を中心に大麦、レンズ豆、ぶどう等が栽培されているが、土壌劣化が進んでいるため、かんがい可能な地帯と比較するとその生産性は、2分の1～3分の1程度と低い。③小農の場合にも、農地は相続によってますます細分化されてきている等極めて厳しい条件下で農業が営まれている。

このように営農条件が不利で、零細規模での農業経営を発展させるためには、かんがいによって、栽培作物の多様化や生産性の向上を図ることが一つの方法と考えられるが、対象とする地域が余りにも広大であり、投資の能力及び効果の面からも問題があり、その実現性は乏しい。

チリは、パラグアイと比べると、基本的に国の財政力もあり、農業技術の面でも相当高度化されているので、政府が本腰を入れて対策を講ずれば、時間は要しても改善が可能と史料される。その際、チリ政府の具体的な要請に応じて、日本としての可能な援助・協力を考慮することが妥当と考えられる。

3-4-2 農村開発と小農振興

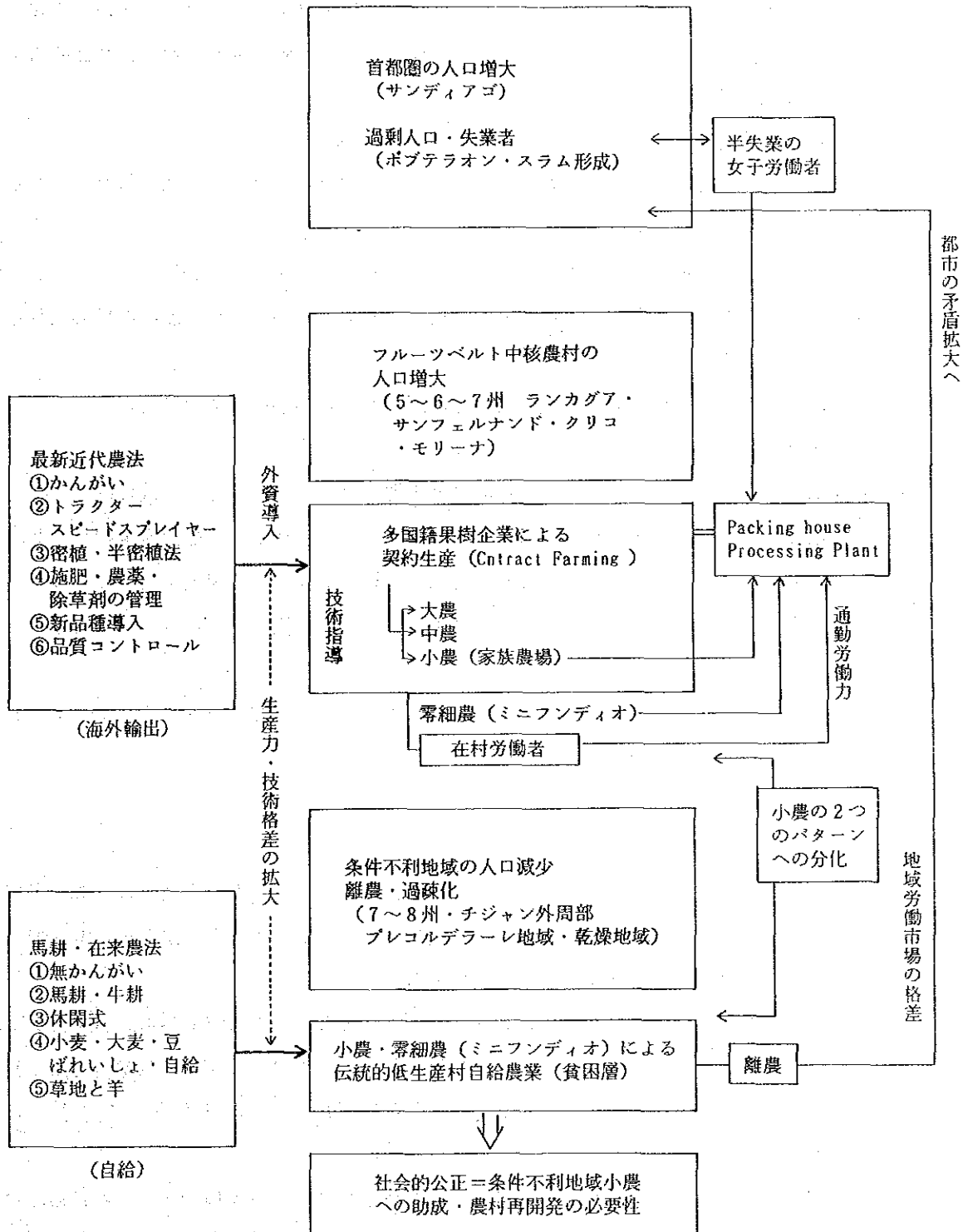
(1) 社会的公正の実現

条件不利地域、乾燥地域における小農・零細農の振興は、著るしく拡大した農業発展の地域格差を是正し、イコリティー及び社会的公正を実現するためにきわめて重要な課題となっている。

図3-7は、チリ農業の地域格差構造の形成とそのもとで小農が2類型へ分化してきたことをしめしている。小農の第1類型は、集約果樹農業のもとで多国籍アグリビジネスの契約生産に包摂された小農であって、そこでは最新近代農法、つまり①かんがい、②トラクター、スピードスプレヤー等の機械化、③密植栽培技術など土地利用の集約化、④肥料・農薬など農業化学剤（アグリケミカル）の応用、⑤新品種導入、⑥品質コントロールの労働集約化、などの条件をそなえた商品経済的小農へ再編されている。

小農の第2類型は、乾燥地域など条件不利地域の中で、集約農業発展からとり残された小農であって、そこでは伝統的、馬耕在来農法、つまり①無かんがい ②馬耕・牛耕の畜力段階、

図3-7 チリ農業の地域格差構造と小農の2パターン化
 ——契約生産小農と在来自給小農の分化——
 ——人口流動の基本的シューマ——



③休閑方式のローテーションをふくむ粗放な土地利用、④肥料・農薬などの農業化学剤（アグリケミカル）の低度利用、⑤在来品種の慣行利用、⑥耕種と畜産との複合、などの条件にある自給的な貧しい小農としてとどまっている。

ただし、これら後者のタイプの小農を振興し、地域定住をはかることは、自然環境を保全し、また小農離農によるサンティアゴ首都圏への人口流入とスラムの拡大を阻止し、社会的安定を実現するうえで重要な課題となっている。

(2) 条件不利地域の小農の振興課題

これらの条件不利地域の小農を振興する上で、今回の調査では十分に解明し得なかった重要な点は以下のようなことである。

- ① 乾燥地域の小農・零細農を対象としたかんがい水利プロジェクトの開発
 - ② 馬耕・牛耕の重労働から解放するための、農業機械化とそのための小農の機械共同利用組織化のあり方
 - ③ 小農、零細農でも生産可能な野菜・果樹等の新作物・新品種の導入の計画
 - ④ 雇用機会を創出するための農産物集荷・加工プラントの建設
 - ⑤ 乾燥地域に適合したエロージョンを克服する土地利用ローテーション方式の確立
 - ⑥ 農民組織を拡大し、生産・技術指導とマーケティング、資材購入、信用資金調達、共済の各局面において、小農・零細農の相互補完をはかる総合農協方式の組織化＝村づくり。
 - ⑦ 農牧業と林業とを結合したアグロフォレストリー（大規模間作）の導入による環境保全と国土緑化
 - ⑧ INDAPによる地域の土地所有の実態調査と、不合理な大農の所有地の公共的管理の方向。
- これらの点は、今後の調査研究の課題として残されている。

3-4-3 かんがい事業

第7州及び8州における、ペンカウエかんがい事業、デギジンかんがい事業のように大規模プロジェクトが行われているが、このように「水」利用を行うことによって新規作物の導入や農業の集約化を図ろうとする動きがあることは確かである。

一方、当地区の利水は地形形状かなりの制約を受けることとなり、どこでもかんがい事業が可能とはいえない。特に、この両州において小農達が最も多いのは、かんがい可能地帯区分及び乾燥地帯区分であり、基本的にはこの地帯を中心としたM/Pクラスの農業開発調査を行うことが必要と思われる。

特に、海岸山脈部付近の森林伐採を徹底的に行った農業開発は今後環境問題として真剣に対処していくことが望まれる。さらに、農地改革の分野にまで及ぶこととなるが、財産分与の結果農地が細分化されてしまうことを是非とも阻止する制度を確立させない以上、チリの農業、特に小農の発展は極めて困難と言わざるを得ない。ただ、同国においてもこの農地改革問題については

紆余曲折があり困難なものと思料されるが、同国政府の努力に期待したい。

南米農村総合開発基礎調査

(パラグアイ・チリー)

1992.2.19~1992.3.6

パラグアイ編

収集・参考・資料集

平成4年3月

国際協力事業団

農林水産計画調査部

目次・要約

1. 小農地域農村整備計画・要請書仮訳

(プロ技協として要請のあったアスンシオン近郊地区の小農対策要請内容)

P 1

2. 総合報告書

(アスンシオン近郊農家の営農実態調査－平成2年4月～5月・林、野仲、畑地
かんがい短期派遣専門家によるレポート)

P 1 2

3. プロ技協要請案件「ピラール南部小農地域モデル農村開発・環境改善」計画の 概要

在パラグアイ日本大使館 - 2 頁

P 1 7

4. ピラール南部、農村整備、環境改善計画・要請書仮訳 - 1 6 頁

(プロ技協要請書の仮訳)

P 1 9

5. EXPLICACION DETALLADA DEL PROYECTO

“DERMASUR” - パ国農牧省

(デルマスル・プロジェクト (ピラール南部の要請プロジェクト略称) の
詳細説明 - 6 頁

P 3 5

6. PROYECTO DERMASUR

— DIAGNOSTICO DEL AREA DEL PROYECTO—

(プロジェクト・サイト、デスモチヤドス、ヘネラルデイアス、イスラウン
ブー地域のプロジェクト診断) 1992年2月、ホセ・C・ガレアノ及び
アンヘラ・G・フルートス両農業技師作成 - 5頁

P 4 1

7. PROYECTO DE DESARROLLO RURAL Y MEJORAMIENTO AMBIENTAL DEL SUR DE PILAR

— DIAGNOSTICO PRELIMINAR —

(デルマスル・プロジェクトのパ国農牧省、官房技術局による事前調査書)
1992年1月、- 46頁中、表紙、目次、紹介文のみ添付—オリジナルは
図書室納入

P 4 6

8. ピラール地域の水稻栽培に関する調査報告書

(1991年2月、C R I A、加藤・青山・川村による報告書 - 7頁)

P 5 2

9. 農業政策の方向 (仮訳) - 4頁

農牧省

P 5 9

10. LINEAMENTOS DE LA POLITICA AGRARIA

(前記9. の西文原本 - 11頁)

P 6 3

1 1. IV. 農牧畜及び林業部門

(大統領府、技術企画庁、1990年3月、作成の経済社会開発計画より抜粋
和訳)

P 7 4

1 2. サンペドロ北部地域農村整備事業の概要

(独GTZの協力による村造り協力概要)

1991年8月 - 5頁

P 8 5

1 3. 1991. パ国農牧統計速報

(農牧統計プロジェクト、弘田専門家からの入手資料、センサス全体は
1992年7月完成、公表見込み) - 3頁

P 9 0

1 4. 土壌分析表

(プロジェクト・サイト、28ヶ所の土壌分析) - 28頁

P 9 3

1 5. BANCO CENTRAL DEL PARAGUAY

- DIVISION DE ESTUDIOS ECONOMICOS -

(パラグアイ中央銀行による、小農向け開発基金、小農融資等の説明資料)

1991年9月 - 15頁

P 1 2 1

16. INVENTARIO DE PROYESTOS - SECTOR AGROPECUARIO Y FORESTAL

(バ国農牧省とりまとめによる農牧林分野における世銀・米州開銀・JICA
OECE等のプロジェクト借款状況概要) - 7頁

P 136

17. POR EL SE CREA EL CONSEJO DE DESARROLLO RURAL

(農村開発委員会資料) 1990年1月 - 2頁

P 143

18. 世銀・環境対策技術協力事業要約

1991年 - 5頁

P 145

19. SECRETARIA TECNICA DE PLANIFICACION

- INSTITUTO DE BIENESTAR RURAL -

(IBR作成にかかるチャコ地方の小農入植・定着事業 - PITIANTUTA
プロジェクトの内容紹介) 1991年12月 - 23頁

P 150

20. 農地改革にかかる関連法和訳

(1) 法律852号 - IBR設置法 - 9頁

(2) 法律854号 - 農地法 - 32頁

P 172

21. パラグアイ農業総合試験場概要

1991年9月 - 9頁

P 213

22. パ国青年海外協力隊、派遣現況
1992年1月 - 1頁
P 222
23. 1981年センサス報告書の統計表目次 - 6頁
P 223
24. ヤシレタダム隣接地域農業総合開発計画
実施調査報告書-主報告書、昭和60年3月 - 14頁
P 229
25. パラグアイ農業部門情報データシート
国総研、1990年 - 17頁
P 243
26. PLAN AGROPECUARIO Y FORESTAL ASPECTOS PRELIMINARES
(農牧省、官房技術局による農・牧・林分野計画の概要) 1992年1月
- 32頁
中、表紙及び目次、INTRODUCCIONのみ添付
オリジナルは図書室納入
P 260
27. PROYECTO BIRF PA-2141
(アスンシオン中央卸売市場の蔬菜園芸物とMERCOSURとの関係における分析)
農牧省官房技術局、1991年10月 - 103頁
表紙及び目次、紹介文のみ添付-オリジナルは図書室納入
P 264

28. ニェンブク県開発計画 - 1980年4月

(米州機構 I I C A の協力により大統領府技術企画庁と農牧省により1980年ニェンブク県の開発調査報告書 - 165頁

表紙及び目次、紹介分のみ添付 - オリジナルは図書室納入

P 270

29. 収集地図類

- | | | |
|--------------------|-----------|----|
| (1) PILAR | 1/250,000 | |
| (2) PASO DE PATRIA | 1/50,000 | |
| (3) UMBU | | // |
| (4) MAYOR MARTINES | | // |
| (5) GRAL DIAZ | | // |
| (6) HUMAITA | | // |
| (7) DESMOCHADOS | | // |
| (8) ピラール南部地方 | 青焼 | // |

30. 道路標高図

- | | |
|----------------------------------|---|
| (1) MAYOR MARTINEZ - DESMOCHADOS | 間 |
| (2) DESMOCHADOS | |
| (3) PIQUYRY - PILAR | 間 |

31. CENSO AGROPECUARIO 1981

(1981年 農牧センサス) - 約150頁、コピー

図書室納入

以上

南米農村総合開発基礎調査

(パラグアイ・チリー)

1992. 2. 19~1992. 3. 6

チリー編

収集・参考・資料集

平成4年3月

国際協力事業団

農林水産計画調査部

目次・要約

1. LA PEQUENA AGRICULTURA

— UNA RESERVA DE POTENCIALIDADES Y UNA DEUDA SOCIAL—

(チリにおける小農民達の歴史とその社会的役割、地域別分布状況、問題点等コンパクトにとりまとめられている。)

AGRARIA 社、1989年3月 - 193頁

表紙、目次、紹介のみ添付—原本は図書室納入

P 1

2. SUELOS VOLCANICOS DE CHILE

(農業省、INIAの出版にかかるチリにおける火山灰土壌の理学的特性、等詳細に分析、解説した専門書)

農業省・INIA 1985年 - 723頁

表紙、目次、紹介のみ添付—原本は図書室納入

P 1 2

3. BOLETIN AGROECONOMICO

(チリ農業生産、価格、市場、流通等の統計、分析)

農業省、1991年11月 - 80頁

表紙、目次、紹介のみ添付—原本は図書室納入

P 3 0

4. MINISTERIO DE AGRICULTURA

- EVALUACION DE LA GESTION 1991-1992

- METAS MINISTERIALES 1993-1994

(農業省1991～1992年の業務の評価及び1993～1994年の
計画・目標)

農業省、調査・予算局 1992年2月 - 90頁

表紙、目次、紹介のみ添付 - 原本は図書室納入

P 3 4

5. MANUAL DE RIEGO

(チリにおけるかんがいマニュアル)

農業省 INIA・キラマブ支局 1991年6月 - 78頁

表紙、目次、紹介のみ添付 - 原本は図書室納入

P 3 8

6. CULTIVO DEL TRIGO EN LOS SUELOS TRUMAOS DE LA PRECORDILLERA

- AREA CENTRO SUR -

(サンチアゴ南方、東側のアンデス山麓250m～600地帯に広がるTRUMAOS
と呼ばれる火山灰土壌の農業地帯は約60万haに及ぶが同地帯における土壌
特性と小麦栽培についての解説書)

農業省 INIA・キラマブ支局 1991年5月 - 60頁

表紙、目次、紹介のみ添付 - 原本は図書室納入

P 4 3

7. MARCO DE ACCION Y PROGRAMACION

- 1991

(農業開発院1991年の行動の枠組と計画)

農業省INDAP 1991年 - 43頁

表紙、目次、紹介のみ添付 - 原本は図書室納入

P 48

8. (1) QUILAMAPU - 1989. 10~12月四半期報 NO. 42

(農業省INIAキラマブ支局発行の農畜産試験研究四半期報)

表紙、目次、紹介のみ添付 - 原本は図書室納入

- 44頁

P 50

(2) QUILAMAPU - 1990. 4~6月四半期報 NO. 44 - 36頁

P 53

(3) QUILAMAPU - 1990. 10~12月四半期報、NO. 46 - 40頁

P 55

(4) QUILAMAPU - 1991. 7~9月四半期報、NO. 49 - 40頁

P 57

(5) QUILAMAPU - 1991. 10~12月四半期報、NO. 50 - 40頁

P 59

9. (1) COMISION NACIONAL DE RIEGO

- LEY 18,450 -

(C. N. R - 国家かんがい委員会 - 1975年水利法の制定に基づき
設立された委員会発行にかかる、かんがい、排水等関連法規他、水利
関連情報)

CNR 1991年-55頁

表紙、目次、紹介のみ添付-原本は図書室納入

P 6 1

(2) COMISION NACIONAL DE RIEGO

(CNRの組織図他)

CNR-1991年-6頁

表紙、目次、紹介のみ添付-原本は図書室納入

P 6 5

10. TIERRAS DE PARCELEROS

- DONDE ESTAN -

(チリにおける、零細農民、土地なし農民の現況と問題)

AGRARIA社 1991年1月-52頁

表紙、目次、紹介のみ添付-原本は図書室納入

P 6 7

11. 基金調査委報 NO. 72

-チリ農業セクターの現状と課題-

海外経済協力基金、1991年11月-23頁

P 7 2

12. チリ農業部門情報データシート

国総研 1990年-19頁

P97

13. BOLETIN DE COMERCIO EXTERIOR DEL SECTOR SILVOAGROPECUARIO

(1991. 1~3月のチリ国、農・林・畜・各分野の輸出統計、3冊)

1991. 1月分 139頁、2月分 147頁、3月分 152頁

表紙、目次、紹介のみ添付-原本は図書室納入

P116

JICA